ナチス叢書

ナチスの商業政策

西谷彌兵衛著

ARS

ナチスの商業政策

西谷彌兵衛著

ナチス叢書

アルス
刊

ナチス叢書刊行の言葉

支那事變を契機とする皇道世界維新戰の發展は、これに呼應する第二次大戰により、歐洲全土を獨伊樞軸ブロックと化し、この世界史的轉換は、まさに、英米民主主義共同戰線を結成せしめ、インド、南洋、濠洲、カナダ等全面に亙る對日封鎖陣を形成せしめんとする。

ナチス・ドイツは何によつて、かくも壓倒的勝利を獲得したか。これこそヒットラー總統が、日獨伊防共樞軸による、ゲルマン圈の確立によつて實現し得たものであり、しかも今や英本國攻略により、イギリスの植民地分離は、更に新しき世界長期戰に發展せんとする。

まさに新興ドイツは、我が日本の國體を研究し、日本精神を體得して、荒廢せんとする舊歐洲に、新しき世界を建設せんとする。

かくてドイツを知ることは、日本を知ることであり、また日本を知ることは、ドイツを把握することである。

本叢書は、この日本—ドイツの緊密なる世界史的關係を認識し、再强化するためにナチス・ドイツの本質を闡明せんとし、併せて、我が日本が何を爲すべきかの焦眉の問題に對する、明確なる解答を與へんとするものである。

目次

ナチスの商業政策

I

ナチス商業政策の諸形態

一、ナチス商業政策の諸前提

一八三四年の關税同盟の成立、一八四八年の三月革命を經て、發展のために必要な政治的諸條件を充足せしめたドイツ産業は、一八五〇年代より嵐のごとき急速な展開を示すに至つた。

資本主義の祖國イギリスは當時既に老朽の徴をさへ示しはじめて居り、新技術の導入は既存設備廢止の困難のため阻止され、獨占の發展は典型的な自由經濟的組織の反撥によつて妨害され、イギリス工業がつきまとはれた幾多の古さ――舊組織への固定、技術的水準の定着、集積過程の緩慢さは、新興産業國家たるアメリカ合衆國とドイツの潑溂たる進軍からとり殘されざるを得なかつたのである。しかもイギリスによつて支配されつゝあつた世界市場における競爭能力を培養し、且つ國内市場の狹隘な枠を突破せさるを得なかつたドイツ産業は、國家の保護

關税、輸出奬勵金其他の手段を以てする手厚い保護と相俟つてカルテル組織の廣汎な採用による合理化を地盤として急速に伸長して行つたのである。

一八七、八〇年代の不況、殊に前歐洲大戰後の恐怖的な産業の狀態は、ドイツ産業資本の獨占的結合を促進した。原料、半製品の不足勝ちであつた戰後インフレーションの時代においては、市場の獨占といふよりも、寧ろ原料、半製品の供給を確保せんがために、縱斷的企業結合たるコンツエルンの結成が企圖された。たとへば戰前ローレンやルクセンブルグの鐵工業は、原料コークスをルールに仰ぎ、その生産した銑鐵、半製鋼をルールに送つて完成せしめるといふやうな關係にあるものが多く、ルールとローレン、ザール、ルクセンブルグ等は一ブロックの觀を呈してゐたが、ローレンとザールがフランスに奪はれルクセンブルグの製鐵所もまた同國の關税同盟脱退のためブロックより離脱するにおよんで、ドイツの重工業は「中間生産過程たる熔鑛爐、製鋼工場、および壓延工場を缺如せるトルソ(首手足なき彫像)となつた。」ライン・ウエストフアレンの鐵鋼業は、原料を全く輸入に仰がねばならなくなつたと共に、一切の生産過程を自ら備へて獨立せねばならなくなつたのである。かくて原料の缺乏に應じて生産過

程の合理化を目標とする垂直的獨占運動が先づ發展し、また規格の統一、製品の標準化、生產の專門化など、大量生產による合理化を目ざす水平的獨占もまた發達したのであつた。

フーゴー・スチンネス・コンツエルンがインフレーションの終末と共に崩壞するや、ライン・エルベ・ウニオン（ゲルゼンキルヘン）とテイッセンおよびフエニックス團並びにドイツ・ルクセンブルグ、ボフユームおよびライン製鋼會社の六大製鋼會社は相合して、一九二六年合同製鋼株式會社を設立した。この巨大トラストは一九三二年には中部ドイツの主要鐵鋼會社をも合併し、さらにこれを通して上部シレジエン鐵鋼業をも支配するに至つた。かくて全國熔鑛爐總數一一六基中一九二八年には五六基が合同製鋼に屬し、これにトーマス爐およびベッセマー爐三三基、シーメンス・マルチン爐一一一基、炭坑一五三が加つて、石炭資源より機械製造工場（ドイツ最大の機械工業トラスト「デマアグ」の株式五割を所有）に至る各生產過程と石炭化學工業をも支配し、ドイツ冶金工業勞働者總數の五七％はこれに屬したのである。その獨占的支配はさらに外部に伸びて次の如く多數の重要カルテルにおいて獨占的勢力を扶植するに至つた。（括弧内は參加割合）

ライン・ウエストフアーレン・石炭シンヂケート(二二%)、銑鐵組合(四三%)、A種製品(重鋼および半製鋼)組合(三八%)、棒鋼組合(三一%)、ユニバーサル鋼組合(國内四二%、海外六二%)、帶鋼組合(國內三九%、海外三五%)、厚鋼板組合(三九%)、中鋼板組合(國內一四%、海外一三%)、薄鋼板組合(二八%)、壓延線材組合(三〇%)、鋼管組合(五〇%)等々

合同製鋼に次で著名なフリードリッヒ・クルップの大トラストがあり、これら二大トラストを含む七大會社は、一九二九年に全獨銑鐵生產高の七六%、鋼鐵生產高の七四%を生產し、そのうち七〇%以上が合同製鋼の占めるところであつた。一九三三年ナチス政權下に合同製鋼は十三の地方別會社に分散し、「ゲルゼンキルヘン」がその統制會社となり、トラストの大株主テイッセンが各經營に對する支配力を保有することゝなつたのである。

I・G染料會社は一九二五年バーデン・アニリン・ソーダ製造會社が中心となり、バイエル染料會社其他の五大化學工業コンツエルンを合併して成立したものであつて、ドイツ化學工業總資本の五二%を占めてゐる。その直接支配する企業は化學工業二十三社、電氣化學および冶金工業十一社、石炭、褐炭、石油方面十七社、人絹およびフイルム七社、その他十九社、合計八

十四社に達し、ドイツ化學工業製品國内供給の三分の一、輸出の三分の二を占める。染料については全ドイツを殆んど完全に獨占し、合成石油においてはその支配は一〇〇%に近く、窒素シンヂケートの七五%、薬品の四〇%、人絹の二五%を支配し、さらに人造ゴムに對する進出も極めて顯著である。その從業員數は一九三三年ドイツ化學工業總從業員數の四割弱を占め、世界生産の過半を占めるドイツ窒素工業の支配は、當然世界窒素工業における獨占的地位をすら保證してゐるのである。

鐵鋼および化學工業を中心とする右のやうな巨大コンツエルンのほか、電機工業におけるA・E・Gとジーメンス、電力業におけるライン・ウエスト・ファレン電氣會社、セメント工業における三大コンツエルン、加里工業における二大コンツエルンをはじめ、コンツエルン企業の躍進は刮目すべきものがあり、各産業部門におけるコンツエルン資本の參加割合は、石炭採掘業九三%、褐炭採掘業九〇%、加里工業九八%、鑛山企業九八%、鐵鋼業八五%、鐵金屬附屬工業八三%、電氣工業八七%、化學工業八三%、染料工業九六%に達してゐるのである。

いまドイツ産業における資本集中の狀態を鳥瞰的に示せば別表「ドイツ工業の經營規模」に

の經營規模（單位千）			
中及び大經營（從業員 51人以上）		總計	
經營數	從業員數	經營數	從業員數
29	4,937	2,086	10,852
1.5%	46.0%	100%	100%
32	6,968	1,852	12,704
2.0%	55.0%	100%	100%
19	4,103	1,917	9,152
1.0%	46.5%	100%	100%

あきらかなごとく、工業從業員の過半數を吸收せるものは、從業員五十一人以上の經營であり、五人以下の零細經營は一九三三年においてなほ廣汎な殘存を示してゐるに拘らず、工業生產力としての重要性はさして大きなものではないことが看取されるのである。殊に從業員一千人以上の巨大企業は、一九三〇年に鑛業全從業員の七二%、冶金工業全從業員の五二%、電機工業全從業員の三九%、機械工業においては三三%を吸收してゐる。

またこれを株式會社資本について みれば、別表「ドイツ株式資本の集中」に示されるごとく一九三三年ナチス政權樹立の年において、株式會社總數九、一四八のうち僅に六七九を占めるに過ぎない五百萬

別表　ドイツ工業

年度		零細經營（從業員 1——5人）		小經營（從業員 6——50人）	
		經營數	從業員數	經營數	從業員數
1907年	數	1,870	3,200	187	2,714
	%	89.5%	29.0%	9.0%	25.0%
1925年	數	1,614	2,837	205	2,898
	%	37.0%	22.0%	11.0%	23.0%
1933年	數	1,743	3,074	154	1,974
	%	91.0%	32.0%	8.0%	21.5%

マルク以上の大會社は、公稱資本總額二九〇億六千三百萬マルクのうち一五二億四千六百萬マルク、即ち五〇%以上を手中に收めてゐたのである。

ナチス經濟政策は、ドイツ産業の右のやうな諸條件の上に成立した。國內産業の再編成は、既に成立してゐたカルテル・トラスト・コンツエルンの獨占的組織の擴充、再編成の問題として提出される。一九三一年の信用恐慌によつて金融資本家と國家との支配關係は逆轉してゐた。彼等は國家の援助によつてのみ破産から免れ得たのである。産業資本もまた同樣であつた。玆にナチスの「公益優先」を旗印とする産業再編成の政治的ヘゲモニーが約束されたのである。獨占資本は國家目的に從屬せしめられた。同

資本の集中

50マルク以下		50萬—500萬マルク		500萬マルク以上	
會社數	公稱資本 (100萬マルク)	會社數	公稱資本 (100萬マルク)	會社數	公稱資本 (100萬マルク)
5,453	815	3,016	4,574	679	15,246
5,083	787	2,875	4,402	655	14,601
4,414	708	2,776	4,259	650	14,589
3,863	641	2,697	4,161	644	14,423
2,986	524	2,486	3,908	622	14,273

時に生産及び市場の攪亂的要素をなしてゐたアウトサイダーは强制カルテルの支配下に置かれ、またカルテル内部の闘爭は政治的支配の下に廢絶せしめられた。

廣汎な獨占の發展は、ナチス統制經濟の現實的な地盤であり、またその急速な成功の原因であつた。産業内部における原材料および生産手段の計畫的配分は、カルテルの强大な組織の計畫的な運用によつて達成される。殘る問題は、ドイツ産業がその壓倒的な部分を仰いでゐた輸入資材の獲得と配分、およびドイツ産業の重要な支柱たる輸出市場の規制の問題、國内市場における消費資材の配分、而して農業の生産配給機構の整備の問題となるわけである。巨

別表　ドイツ株式

年末	全ドイツ株式會社		
	會社數	公稱資本	一會社平均資本
			（マルク）
1933年	9,148	29,063	2,255.7
1934年	8,618	17,905	2,296.4
1935年	7,840	19,556	2,494.4
1936年	7,204	19,225	2,668.6
1937年	6,094	18,705	3,069.3

大なカルテルの發展が國内市場の問題を單純化し、國内商業統制の問題を主として小賣商業政策に限局する狀態にあつたことは注目されねばならない，

一九三六年九月、ニュルンベルグのナチス黨大會において發表された四ケ年計畫遂行のため、次のやうな部局が新設された。

一、原料および工場材料の生産

（A）ドイツ原料および工場材料局

（B）工業脂肪生産の計畫および實施

二、原料の分配

三、勞働充塡

四、農業生産

五、價格の構成

六、爲替事項

これに關聯して考へるべきことは、今日我が國に行はれつゝある統制經濟が、原材料或は生産手段の配分關係をすら市場統制の問題として、商業政策的にとりあげようとしてゐることである。從つて生產機構そのものが自ら秩序を構成し得ないで、依然として自由市場から彼等の欲する原材料や生產手段を得つゝあることを示すものであるといへよう。併し乍ら戰爭計畫經濟の本格的な遂行は、商業部門の縮少と生產部門の比重の增加を以て特徵的な現象とすることは、もつと徹底的に認識されねばならない。工業の再生產の遂行は、生產それ自體の問題として包括的に解決されなくてはならず、商業政策の任務は、個人的な消費物資の配給過程を追跡することに重點が置かれることになるのである。

しかも我が國の產業構成は、ドイツ的なものとまさに對蹠的な形にある。卽ちドイツにおける獨占資本は、專らカルテル的乃至はトラスト的形態において發展した。前述合同製鋼乃至I・G染料の垂直的企業結合といへども、製鐵乃至は化學工業における一貫的形態を成就してゐるに過ぎないのである。然るに我が國における財閥資本は、銀行、保險、信託、商業、海運、

鑛業、機械、造船、石炭、セメント等にあらゆる産業部門を包攝したコンツエルン形態を以て特徴としてゐる。統制は何よりも先づ既成の强固な組織を摑みとるべきことはいふまでもないとして、か丶る日本型コンツエルンから出發する戰爭經濟の日本的定型は、工業の再生產過程における原料および生產手段の配分を、コンツエルンの內的な規正作用に委ね得ることによつてドイツよりなほ高度の合理的調整を可能とし、したがつて商業的市場の問題は、きはめて單純化され、國民的消費物資の配給問題に集約されるであらうことは、統制の向ふべき必然的な形として認識されねばならないのである。

さてナチス商業政策は、國內的には先づ小賣商業統制の問題として提出された。その時、最初に與へられてゐた條件は、小賣商業における大資本と小資本の對立であつた。

工業部門における獨占資本の發達と對應して、商業部門においてもまた資本の集中と巨大經營の發展が特徵的な樣相を展開した。

小賣商業における大經營の典型的形態たる百貨店の出現は、ドイツにおいては一八九〇年代に本格的な發展をみた。ドイツ百貨店の七割以上は一八九〇年以後の設立にか丶るものであ

る。大工業の發達による人口の都市集中は百貨店の溫床であり、百貨店そのものはまた逆に市街の形成を促進する作用を持つた。百貨店經營の資本主義的な成功の要素は、各部門のもつとも賣れゆきのよい商品の結合であり、專業商の經營的な矛盾、一般小賣商の資本的な矛盾は、百貨店によつて克服され、その合理性と資本的優位によつて、恐慌による小賣商、專業商の淪落を尻目に、加速度的な發展をとげたのである。

大資本的小賣商業の經營は、さらに他の形で多角的な發展を遂げた。百貨店の地域的な固定性を克服ししかも大量仕入の利益を確保しつゝ、さらに專門的特殊化の利益をも併せて得ようとしたものに連鎖店があつた。或はまた大衆の購買力の低下に即應して、彼等の殘存購買力を吸收せんとする均一價格店の出現があつた。この均一價格店は大量生產と大量販賣の可能性を背景とし、廉價な商品を供給することによつて、小賣商或は專業商の市場を掠奪したのである。

小賣商業に於ける大資本の壓迫的攻勢の增大にも拘らず、工業部門からの失業者が商業に逃げ口を見つけようとした結果は、小賣商業に恐怖的な症狀を呈せしめるに至つた。

商業經營個數は一九二五年の一三六萬個から一九三三年には一四三萬個に增大し、商業從業

員は三六八萬七千人から三七九萬一千人に增大した。同じ期間に全ドイツ産業の從業者數は二一・五％の減退を示してゐるのである。

商工業從業總數のうち、商業從業者の占める割合は、一九二五年の一九・九％から一九三三年には二六％に上つてゐる。さらに商業部門においても、一九二五年から一九三三年に至る期間に、卸賣商は經營個數において一六・一％、從業員數は二二％減少したにも拘らず、小賣商は七・二％の經營增加と、一一％の人員增加を示してゐるのである。

商業は失業者の逃避地帶となつた。既に長い間大經營の攻勢に喘いでゐた中產階級的小賣商の難局は、玆に極度に尖銳化された。ナチス商業政策は、先づ小賣商に對する社會政策的施設を達成すべき必要があつたのである。ナチス政權樹立前後において、中小小賣商の大經營への抗爭は熾烈を極めたものであつた。當時に於ける中小商業者の要求は、左のやうな實例によつて、汲みとることが出來よう。

ベルリン中產小賣商大會宣言

一、大規模小賣店への即時累進課稅要求

二、百貨店、連鎖店、均一價格店、低小賣價格店、消費釣合、職場購買部、大通信販賣店直配店、行商等に對する必需性證明の要求

三、手工業法に倣ふ中產小賣商への公法的權利附與の要求

カールスルーエ小賣商團體の宣言

一、養氣飮食物食堂の禁止

二、百貨店及均一價格店における徹底的な食料品部撤廢

三、百貨店及均一價格店におけるすべての本質外に涉る部門及施設にして、唯顧客吸引のためのみのもの、正常經營に無關係なるものの禁止

四、特賣デー等の禁止

五、百貨店其他コンツエルン經營に對する更に尖銳化せる建築警察的乃至防火警察的取締規則の制定

六、百貨店、チエーンストア、消費組合への均一價格制禁止の擴張

七、百貨店其他の大規模店に對するガス、水道料金の引上

バイエルン商工會議所は大規模店の無制限擴張に對する政府の容喙を希望し、理髪部、寫眞部、靴修繕部、裝飾部等への干渉を要求した。

しかしながら中産階級的小賣商の力鬪も何の効果もなかつた。ワイマール憲法第一六四條は「手工業、商業、工業に從事する中産階級は、立法及び行政において保護さるべきものとす」と明文を以て命じてゐるに拘らず、これに基いてなされた殆ど唯一の措置は、一九三二年のブリューニング緊急令の形をとつた均一價格店設立禁止令のみであつた。

中産階級的卸賣商小賣商の和議數、破産數は年とともに高まり、公示宣誓と逮捕令は夥しい數に上つた。古い商家は扶助料を受け、「多數の商人には自殺が唯一の逃路のごとくにみえた」のである。

二、小賣商業および農産物統制

一九三三年五月十二日、小賣業保護法がナチスによつて公布された。この保護法はその前文

において「現在の經濟的窮迫に基ける小賣商に對する脅威的なる危險防衞のため、且つ小賣商の中產階級的經營の存續保障のため」に公布されたことを明示してゐる。

小賣業保護法の目標は次のやうな諸點にあつた。

一、販賣所の一般的な設立・讓受・擴張の禁止。但し次の條件を具備する場合には例外的認許を妨げない。

イ、必要な專門的知識が證明されること。

ロ、提議者が人格的に信頼し得ること。

ハ、一般的設立禁止の例外の許容が、見込の地方における同一商業部門の非常な過剩を來さないこと。

ニ、百貨店、低小價格店、或は特殊の價格設立法を特徵とする他の商店、或は多數の販賣所を經營する企業の營む販賣所については、イおよびロの前提條件のほかに、かゝる販賣所の必需性が證明される場合に限り、例外認許が與へられる。

二、小賣商大經營に對する特別稅。

三、百貨店における手工業經營および養氣飲食物食堂の閉鎖。
四、消費組合の部分的解消。
五、百貨店、均一價格店、消費組合が、結婚貸付金および育兒補助金の需要充足券を受領することの禁止。
六、百貨店、準百貨店および他の小賣商販賣所に對する居酒屋許可の制限。
七、纖維品通信販賣店およびガソリン・スタンドの設立禁止。
八、國郵便局(ライヒスポスト)、勞働奉仕道場、體育場および體育學校における酒保の規則。
九、競賣業の新條令。
十、專業小賣商における並營的手工業勞働の可能性。
十一、公開藥種商の賃貸および管理に關する條文。
この保護法によつて門外漢の小賣商業への侵入が阻止され、たゞ人格的に信賴し得、且つ專門的な能力ある人々のみが進路と助長とを發見し得ることになつた。大經營の擴張、新設は禁止され、且つ大經營の正常經營に無關係な、而して大經營を釀成する危險の根源が除かれた。

而して小賣業に對する壓迫的な諸條件は克服されたのである。これによつて小賣商業が失業者の逃避場所となり、小經營の不必要な競爭の增大はとり除かれて現在の位置が保證されることになる。それには失業者の國家的勞働への收容によるナチスの勞働政策が、偉大な側面的助成を送つてゐたことは忘れられてはならない。

小賣商相互間の競爭の合理化、經營費の低下策については別の對策が考慮されてゐる。一九三三年五月十二日の景品法、一九三三年十一月二十五日の價格割引法（一九三四年二月二十一日の施行令）、一九三四年十二月二十一日の競爭令、一九三五年二月二十六日の不正競爭取締法改正法、一九三五年二月二十六日の和議法、一九三五年五月八日の商品附標法、一九三三年九月十二日の經濟廣告法とその施行令が右の目的のために立案された。捨賣値段の濫用は禁止され、割引制度の腐敗は一掃され、景品制度の痛は取り除かれた。特賣や品拂ひの制限は商業に恒常的な發展の可能性を取り戻したのである。

ドイツ經濟廣告審議會の設立は見事な成果を齎した。廣告は資本主義的な墮落から自己をとり戻し、競爭制度は商業の正常な運營に貢獻することゝなつたのである。ナチス政權獲得の少

し前に設立された商工會議所の競爭問題調停局は、當事者の双方へ人格的に働きかけることによつて、競爭道德の向上に著しい影響を及ぼしたのであつた。

かくして小賣商業における大經營と小經營との對立を調整したナチスは、商業の全部門に亘る組織化を遂行することによつて、商業政策の圖式的な表現を完成した。即ち一九三四年二月二十七日の有機體的構成準備法と同年十一月二十七日の第一次施行令によつて、商業の團體的編成が行はれたのである。商業組織の最上位團體は商業國中央集團（ライヒス・グルツペ）であるが、國中央集團は次の五つの經濟集團と六つの獨立專業集團によつて構成される。

最上位機關　商業國中央集團

1　經濟集團	加入營業數
イ、卸賣・輸入・輸出業	約　五〇、〇〇〇
ロ、小賣業	約五二二、六〇〇
ハ、移動營業	約二〇〇、〇〇〇
ニ、料理店旅館營業	約二五〇、〇〇〇
小賣商業および農產物統制	

ホ、仲介業　約一〇〇、〇〇〇

2　獨立專業集團

イ、旅行案內業　一、〇〇〇
ロ、監視管理業　八五〇
ハ、自働販賣機陳列業　三、〇〇〇
ニ、花環製作業　七、〇〇〇
ホ、療養所經營　九〇〇
ヘ、外國廣告業　六五〇
總　計　一、一三六、〇〇〇

各經濟集團はそれぞれ非獨立專業集團に岐れる。卸賣・輸出・輸入業經濟集團は五二個の、小賣業經濟集團は三一個の、料理店旅館業經濟集團は二個の、移動營業經濟集團は三個の、仲介業經濟集團は六個の非獨立專業集團に岐れてゐる。かくして全商業は百個の專業集團に編成されるわけである。

右のやうな部門別組織と並んで地域別に横の組織が作られる。全國は先づ十四の經濟區に分けられ、各區毎に地域グループを結成し、さらにその下級地區として商工會議所の管轄地域に下級地域別グループが結成される。十四の經濟區にはそれぞれ一個づゝ（但し下部ザクセン、ウエストフアーレン、中部ドイツ、西部ドイツの四大重經濟區に限り二個づゝ）合計十八個の經濟會議所が設けられ、最高統制機關たる全國經濟會議所を構成する。商工會議所、經濟會議所および全國經濟會議所等の組織によつて、商業は他の經濟部門との協働的な諸問題の解決に當ることになる。

商業集團の一般的な任務は、集團的名譽の保持、協働體的觀念の徹底、集團的自治（後述のやうに、それは經濟的自治を意味するものではない）の達成にある。それらのことは商業が國家的配給機關としての意識を昂揚すべきことを意味するものである。

資本主義的な諸原則は廢棄された。割引・供給條件或は支拂條件に關して根本的な協定が成立し、捨賣値段と物價水準の暴騰とを抑止し、市場を安定せしめる作用を持つた。大量取引を基礎とする數量割引の方法は、比較的小規模な經營の「國民經濟的に價値ある給付」を一層强

く考慮して、給付割引の方法によつて代へられるのである。

簿記法と規格計算紙との集團別的改良、勘定場の設立、部門別經營比較の遂行などが實行に移された。多くの小賣商業專業集團及び地區集團は、材料知識、經營知識或は法律知識に關する專門講習會を開催した。商業會議所は商業從業員の職業敎育につとめ、小賣商業經濟集團は、小賣商等における徒弟敎育に對し、その樣式と範圍を決定するための特別な指令を發してゐる。

中產階級的市民の保護は、ナチス經濟政策の特徵的な面をなしてゐるが、農產物の配給組織の結成もその例外ではない。一九三三年九月二十九日の「ドイツ國世襲農場法」は、農民にその農場を家族の故鄕および勞働場所として確保したが、國家食糧團體を中心とする農業統制の機構は、農業におけるカルテル化を促進し、獨占農產物價格の形成によつて農業收益の安定化を圖ると共に、食糧自給のための强固な組織的活動を開始したのである。

一九三〇年農民および農業問題に對する黨報告に基いて、ドイツ國民による土地所有の確保、並びにドイツ國民による、またドイツ國民のための土地利用に關する綱領が打ち樹てられ、そ

の目的實現のための手段として、次のやうな方策が掲げられた。

一、萎縮せる需要の是正

二、利子の引下げ

三、輸入税の賦課および輸入統制による國内生産の保護

四、農産物價格の形成をして投機的影響より絶緣せしめること

五、農業生産費の減少、增産計畫その他の農業政策の直接的遂行の爲の協同組合の結成等

一九三三年九月十日、時の農相であり、ナチス生粹の農業理論家たるワルタア・ダレはナチス農業政策に關し、次のやうな演説を行つた。

『重要なことは、農民がドイツ農民の權利によつてしつかりと土地と結合し、その勞働に對して正當な賃銀を、換言すればその生計を維持するに必要な正當な價格を取得することにある。農民はその行動に際して、常に彼の任務はその民族並びに國民のために身を捧げるにあるのであつて決して貨幣を儲ける純粹の經濟的なものではないことを銘記しなければならない。この目的の上に眞の農業政策が樹立されねばならない。農業經營を自由主義的資本主義

的經濟組織に織込まんとする人々、或ひは近年種々の部面から試みられたごとく、農業經營を益々自由主義的方法に押しやらうとする人々は、從つてまたドイツ國民をあやまるものである。農業部面においては、農民か、コンツエルン、トラスト、シンヂカート、同業組合その他に對して農業生產物の分配および加工についての農民側の組織を以て對抗し得る場合にのみ、農業生產物に對する正當なる價格、換言すれば農業生產物と農業需要品との價格差を排除することが出來る。』

「ドイツ農民の魂と共に闘ひて」のなかでダレは次のやうに國家食糧團體の任務を要約してゐる。

『國家食糧團體結成に關する新法律は、原則的に、農民に對して正當な價格を與へる組織に移る可能性を與へるものである。』

國家食糧團體はドイツ農民、農業勞働者、農業協同組合、農產物商、加工業者等すべての農業關係部門に携はる全國民を加入者とする公法上の自治體である。國家食糧團體はその第一部として從來のベルリン中央土地聯盟（その下には各地方の土地聯盟が從屬してゐた）を改組・

吸收し、農民的生産に從事してゐるすべての人々の保護に任ぜしめた。第二部はドイツ農會を上位機關とする農業會議所、農民會議所等を移管し、農場、農民經濟を技術的側面から保護することになつた。第三部としては農業協同組合全國聯合會が參加せしめられ、第四部には農業生產物の加工業者および同商業者が統合せしめられた。第三部と第四部は、その後の發展の經過において、農業的市場の保護に任ずるための新らしい第三部に合併されたのである。

ナチス農業統制の生產および市場操作の要點は次のごとくである。

一、プロイセン食糧及農業省事務長官ヘルベルト・バツケによれば、「民族社會主義の農業政策は、農民の農場に對して、作付計畫を通して干涉することを意識的に諦めてゐる。」

二、生產過剩の抑制或は生產增加の鼓舞は、價格の引き下げ乃至は引き上げによつて調整される。

三、價格は一般的には左の條件を考慮して設定される。

イ、生產費。

ロ、加工および配給費。

小賣商業および農產物統制

ハ、消費者の購買力。今日の購買力の現狀よりすれば、他の經濟階層に多少の犧牲を强制し、以て消費者の最終價格を負擔し得る高さに止まらしめることが必要とされる。

四、價格は市場の組織化の段階に從つて、左のやうな方法によつて定められ、いづれにしても、動搖常なき、需給操作によつて生ずる自由價格は排除される。

イ、市場組織の完備せる分野――固定價格。

ロ、組織化がなほ不可能であるか、または合目的的でない分野――最低價格として生產者保護を、最高價格として消費者保護を與へる。

ハ、組織化が進展しつゝある分野――標準價格として、基準となるべき尺度を提供する。特に品質的差異の甚しい生產物乃至嗜好品と見做し得べき生產物の場合に該當する。

五、例外的場合にのみ生產制限が適用される。たとへば甜菜、ホップ、煙草栽培のごときである。

六、加工および原料精製の經營統制は左のごとく行はれる。

イ、大經營によつて中小經營の負擔が加重せしめられることを避けるため、消費割當を行

ふ。

ロ、分配された割當量は讓渡し得べき私有財産的價値ではなく、經營の總體から借り入れられた加工權に過ぎない。

ハ、消費割當は、經營の現存狀態を永久化するためのものではない。即ち國民經濟が新らしい設備を要求し、一定の生產物に對する需要が甚しく擴大された場合には、經營の新設が許可される。

七、配給部門の經營は、許可制度の下に置かれる。たとへば穀物業は最低販賣量が要求され、家畜取扱業は一定の施設を必要とする。それによつて特定の職業部門の過剩人員が陶汰され、國民經濟的に必要な程度に減ぜしめられる。

八、生產者、加工業者および配給業者間の供給關係は、必要な干涉を受ける。加工業乃至は配給業が、生產物をもつとも廉いところから買はうとすることによつて起る市場の交錯は取り除かれねばならない。供給地域と加工、消費地域とは合理的に結合せしめられ、巨大な運賃の節約と、市場の單純化が齎らされた。たとへば飲用牛乳が遠隔の加工用牛乳地方

から取り寄せられ、他方、逆に、消費地域の近所で生産される牛乳は、規則正しい販路を持ち得ないといふ狀態は、是正されたのである。

九、生産者は、國民經濟的見地からの必要に基いて、一定の供給義務を課せられる。豐作の場合には、この供給義務は供給權となり、それによつて生産物の適當な保管を請求することが出來る。

十、重要農作物に對しては、貯藏義務が課せられる。そのことによつて、一年中安定した價格で、市場へ均等に出荷することが可能となる。

イ、公共の貯藏形成の任務は、ドイツ國諸官廳が負ふ。即ち乳製品及び油脂局、鷄卵局、穀物・飼料・其他農産物局、家畜及び畜産物局がその任にあたる。

ロ、其他、製粉業者、製糖工場などもその任を負ふ。

十一、統制手段から生ずる損害の補塡のため、市場圏の全員は平衡賦金を按分的に負擔する。即ち比較的不利な商品の生産に從事する者は、有利な商品の價格中に設定された平衡賦金によつて、特別補助金又は價格修正を通して、有利な價格の分け前に與り得る。たとへば

生産者價格の高い飲用牛乳の價格中には平衡賦金が設定され、加工牛乳の生産者は、この賦金によつて、均等に利潤に與ることとが出來る。平衡賦金はまた市場調節のための貯藏費に充當せしめられ、價格暴落の危險を避けることが出來る。

右のごとき農業生産物の統制組織によつて、安定せる價格、安定せる供給が、生産者と消費者との安定した生活に貢献することゝなるのである。

ナチス商業政策の基本的な特徴は、經營的側面における業者の自治的活動が期待されてゐる反面に、商業の各部門に對する國民經濟的な要請と目標とは、常に國家によつて與へられ、統制されてゐることとである。經濟集團の集團的自治とは、經濟的自治ではなくして、いはゞ「經營的自治」とも稱すべきものである。そのことは次節において述べる貿易統制にあつては、もつとも特徴的に示されるところである。

三、輸入商品の管理統制

一九三四年三月の「原料及び半製品の取引に關する法律」はドイツ經濟の再生產維持擴充のための喫緊の問題たる輸入物資の組織的な統制の先驅をなすものであつた。經濟大臣は先づ本法の規定に基いて先づ棉花、羊毛及び非鐵金屬に關する管理局を設置し、同年九月二十四日までに十一種の商品に對する管理局が設置された。

管理局の事務は五月五日に開始されたが、それまでの暫定期間政府はこれら原料の輸入を禁止しこの間に國內在庫品の調査を行つた。商品管理局は全原料商品購入の最高率を決定し加工業に從事する一切の企業家及び一部商人の在庫品狀況を規定する權限を與へられたのである。

一九三四年九月シヤハトの「新計畫」にしたがつて「商品管理所設立に關する命令」が發布され、二十五の商品管理所が設立せられ、商品管理局を繼承擴大した。その後さらに二つの商品管理所が設立され、現在左のやうな二十七の商品管理所が存在する。

聯邦農産物統制局	所在地
一、穀物・飼料・その他農産品	ベルリン
二、家畜及家畜生産物	ベルリン
三、乳酪品及油脂	ベルリン
四、卵	ベルリン
管理局	
五、木材	―
六、園藝生産物・飲料・その他食料品	ベルリン
七、羊毛及其他獸毛	ベルリン
八、棉花	ブレーメン
九、綿糸及綿布	ベルリン
十、絹・人絹及人造羊毛	ベルリン
十一、衣類及同類似品	―

輸入商品の管理統制

十二、木皮纖維	ベルリン
十三、貴金屬	――
十四、卑金屬	ベルリン
十五、鐵鋼	ベルリン
十六、工業油脂補給	ベルリン
十七、皮革	ベルリン
十八、ゴム及アスベスト	ベルリン
十九、顔料	ベルリン
二十、鑛油	ベルリン
二十一、化學品	ベルリン
二十二、煙草	ブレーメン
二十三、石炭及鹽	ベルリン
二十四、毛皮	ライプチヒ

二十五、紙　ベルリン
二十六、工業技術品　ベルリン
二十七、雜品　ベルリン

これらの商品管理所は、輸入統制の全面的擴大に呼應して設立されたものであるが、ドイツ統制經濟の特異性は、輸入統制が直ちに當該商品の國內における配給・貯藏・販賣・消費の全面的な規制に結合せしめられてゐることである。

商品管理所は一方において商品の重要度を調査すると同時に輸入の整調を計りまた價格政策の決定權を持ち、原料の數字的基礎を作成する。この數字的材料によつて、加工・消費の統制、輸出の促進、貯藏の統制、完成品の統制を一切手中に收め、全產業の動員計畫を常に完了してゐた。對外商業の活動は、これによつて有機的に國內產業及消費に連結せしめられ、ドイツ經濟の一體となつた活動が約束されたわけである。

國內市場統制によつて全農產物の數量が判り、輸入すべき農產物の數量は正確に計量され、過剩を生ずることなしに現存の需要を充すべき正確な輸入を行ふことが出來る。

農産物をドイツへ輸入せんとする諸國にとつて重要な問題は、農産物輸入が直接にドイツ官廳によつて經營されてゐることである。そのことはドイツへの輸入商品の對價として輸出されるドイツ商品の受け渡しは無類の確實さを以て遂行されることを意味する。

主要農産物の輸入の管理は、主要な國內農産物をも官廳へ委任することによつて、完全に遂行される。官廳は國內生産者に對しても外國の輸入業者に對しても、證明書によつて商品をドイツ市場へ交易のために持ち來す權利を與へる。官廳はさらに證明書に供給價格を明記し、且つ當該商品のドイツ國內における販賣地を指定する權限を有する。そのためドイツの各地方における需要狀況を考慮に入れ、且つ最短距離の輸送を以て販賣し得ることになるわけである。

商品管理所は更に過剩生産品及び過剩輸入品を市場からとり去つて貯藏し、これを平均的に供給する任務に當る。この方法は需給の調節および價格の平均化のほかに、通商契約が一時的に特定物資の過剩輸入を來す場合にも、國內市場の混亂を惹き起すことなしに、通商契約で責任を負つた割當額を完全に果すことを可能にする。輸出商品の生産不足の場合もまた貯藏商品の輸出によつて、同樣に完全な輸出契約の履行がなされるのである。

商業經濟集團及び國家食糧團體は、かくしてドイツ官廳の全商品に對する決定的な支配の下にその活動を許され、且つ自由經濟的な市場の動搖から保護されるのである。

四、物價統制の進展

ドイツにおける物價統制はブリューニング内閣當時の「經濟及財政の安定並に治安維持に關する第四大統領令」及び價格監視委員制度にはじまる。しかし當時の措置は廣汎な强權を以て日常必需品や生活上必要な給付行爲に對する價格乃至對價の警察的取締の域を出なかつた。僅かに消費價格の暴騰を抑へるほかは、官憲による暴利取締の域に止つてゐたのである。

ナチスは自動的な經濟循環の計畫性による置き換へから出發した。高度の國家的統制經濟にあつては、需給關係ならびに企業家の利潤追求の所産としての價格現象は喪失する。だがこのやうな統制經濟の下にあつても、價格が經濟循環の中樞的な指導作用を持つことは未だ消滅するわけではない。ナチスはその意味で、價格政策を經濟の指導的用具として積極的に捉へよう

としたのである。

ナチスの初期にあつては、價格政策はブリューニング内閣の價格監視員制度を多く出なかつた。一九三三年七月の「價格監理官ノ任務並ニ權限移管ニ關スル法律」は、從來經濟省に總括されてゐた價格監理官の權限を經濟大臣並に食糧大臣に分割移管することを決定した。その後物價騰勢の進行と共に、物價統制の擴大強化が必要とされるに至り、一九三四年十一月「價格管理官ノ任命ニ關スル法律」によつて、一九三五年七月一日までの間總統直屬の價格管理官を任命することゝしたが、同三五年の十二月には價格管理官をして勞銀を除く全商品及びサービスについて、價格の決定、監視に當らせることゝした。

價格管理官の權限擴大と同時に、一九三四年十二月の「價格拘束及必需品價格引上防止令」を以て、組合又は團體による拘束價格の決定を許可事項とし、許可なくしてこれを買手に不利なやうに變更することを禁止したほか、不當な拘束價格の解體が命じられた。一等食糧品については價格監理官によつて最高價格が設けられ、拘束價格のない自由商品についても最高價格が設定され、各種の商品別價格管理又は最高價格に關する命令として公布されたのである。

しかしながらこれらの措置は前時代の物價政策を多く出るものではない。物價騰貴阻止の實際的な活動は、價格監視局、警察署、ナチス黨機關の監視的活動に俟つ所が多かつたのである。

一九三六年、第二次四ケ年計畫の發表と共に物價統制は一大轉回を演じた。一九三六年十月十八日の總統の法律は四ケ年計畫の實施をゲーリングに委任したが、物價統制の法的根據もまたこれに歸一することになり同年十月二十九日「四ケ年計畫ノ實施ニ關スル法律」として「價格形成官ノ任命」が公布され、物價統制は四ケ年計畫の重要な支柱のひとつとして積極的な建設的役割を賦與されるに至つた。價格形成官は賃銀・俸給を除く全商品の價格、サービス料金の許可、決定、監督の權限を與へられたが、四ケ年計畫委任官の同意を得てその權限の全部または一部を他の機關に委託することが許され、地方的價格形成は州長官に委任して、價格形成局を組織せしめ、價格監視は縣知事（ベルリンでは警視總監）に委任して、價格監視局を設けしめることゝして、特に輸入商品については、前述商品管理所がその價格統制を分擔することになつたのである。

一九三六年十一月二十六日、「價格引上禁止命令」が發令され、全商品並にサービス料金の引

上げが禁止され、諸價格の全面的な新形成に着手する第一階梯として、十月十七日の價格が釘付けされることになつた。

だが價格停止制度はその實施につれて多くの問題につき當つた。唯、四ヶ年計畫の明示するドイツ經濟の確固たる目標が、價格問題の諸困難を統一的に解決し得る方向を與へてゐたことに我々は注目する必要があらう。たとへば國內生產確保必需物資に關しては、不可避的な生產費の增加に伴ふ價格引上げは、その國民經濟的な必要の故に許容され、他方大衆的大量需要品については思ひ切つた價格の引き下げ政策が實行されたのである。配給統制の完備、國內在庫物資の正確な計量は、價格政策をして、必要な事態に即應せしめ得る重要な根據であつた。

一九三七年十月の「商品取引價格引下令」は停止令に含まれた思想をさらに進展させた。あらゆる取引段階に亙つて抱合販賣方法を禁止し、國民經濟上排除し得る中間團體の介在を禁止した。同じく、一九三七年の「有標品價格協定及ビ價格勸誘ニ關スル命令」は大衆購買力の增强に貢献せしめられ、價格形成官は單に官報告示によつて特定有標品に對し、垂直の協定價格や價格勸奬を廢止せしめることが出來たのである。但し有標品の價格引下げ措置は、價格形成

官が强權の發動によつてなし得るが、原則としては業界の自治、協力的な行動に俟つことを示してゐる。

一九三八年七月「電力供給ニ對スル一般料金形成令」、一九三九年五月「ガス供給一般料金形成令」はこの方面における價格形成の秩序を整備した。あらゆる土地の賣買は停止令に服從せしめられたが、一九三八年「地價監視確保令」は、もつとも簡易化された行政事務を以て地價監視の徹底を期することを目標とするものであつた。

一九三八年十一月、從來價格法制上適用範圍外に置かれてゐた物資と給附に對し、價格形成の方針が明示された。

一九三六年十一月には經濟大臣の市場統制通牒によつて原價計算制度の改革が斷行され、翌年十一月にはそのための簿記要綱が決定され、さらに一九三九年一月には四ケ年計畫全權ゲーリング、フンク經濟相、ワグナー價格形成官の名を以て原價計算規則が公布され、經濟團體及びその下級團體は、すべてこの原則に基いて統一的原價計算制を强制されたのである。これによつて一九三八年十一月の「官公註文品ニ對スル價格形成ノ準則」及び「官公發注者ニ對スル

給付ノ原價計算要綱」は漸く完成した形態の下に、戰時經濟並に財政運營の統一的な實施を可能とするに至つた。

ドイツ物價政策の、他のひとつの困難な課題は輸入商品の價格統制であつた。外國よりの輸入品に關しては、一九三四年九月廿二日の「外國商品價格令」によつて價格停止令から除外され、各商品管理所は、經濟相の指定する二十餘種類の物品について、外國市場での一般的市場價格に商習慣上の費用及利潤を加へた額を超えぬ範圍で、關係者の申請により最高價格を設定し得ることゝした。

併し右の場合輸入品の國內供給にあつては、外國市場を支配してゐる市價がそのまゝに請求されたためドイツ國內の價格機構は絕えず世界市場の支配下に動搖を續けねばならなかつた。一九三七年七月「外國商品價格形成令」はこの忌むべき不安狀態に釘を打つことになつたのである。それによつて爾後輸入商品は、外國の市場價格ではなく、實際の仕入價格に國民經濟上公正なる費用及び利潤を加へた額を超えざるものとし、國內價格機構は世界市場の不斷の動搖から隔絕されることになつた。

一九三九年、第二次歐洲大戰勃發と共に、間髪を入れず公布された「戰時經濟令」は、戰爭遂行に必要な一切の措置を命じたが、これによつて勞働管理官は勞働賃銀を戰爭によつて惹き起された事態に即應せしめ、準則を以てその最高賃銀及び給與を設定する權限を委任され、同時に時間外勞働、日曜、休日及び夜間勞働に對する增給を禁止した。この絕對的な賃銀ストップと共に物價もまた從來の價格停止令の限界內に止めて置くだけでなく、停止價格が適正を缺き、或は原價が低下せしめられた場合は直ちに引き下げられねばならぬことになつた。

戰鬪行爲または經濟戰爭による經營停滯の危險、または經營の平時作業に對する復員のごとき、一般的な戰時危險に對する保障差額（原價附加）は、價格計算では認められない。したがつて、戰鬪行爲又は國防上の特別の要求のために生じた保險料、財產損害に對する特別の自己保險增額（銷却費）などは、原價計算に組み入れ得ない。戰時においては誰しも蒙る私有財產と經營財產損害の危險を、經濟界のみが回避することは許さるべきではないとの原則が貫徹されたのである。

戰時物價政策の迅速且つ徹底的な遂行は、第一次、第二次四ケ年計畫を通じて一貫した比類

なき計畫經濟の當然到達すべき結論であり、豫定された目標達成のため豫定された手段となつたのである。そのことはかの戰時切符配給制度の擴充過程にも特徴的に示されたところであつた。

五、戰時配給管理の發展

一九三九年八月二十七日、ポーランド作戰開始の直前、ドイツは「國民生活必需品確保令」によつて、日常必需物資に對する切符配給制を實施した、同日「農産物國家管理令」、九月四日「戰時經濟緊急令」と、この約一週間ほどの間に、ドイツ戰爭經濟の基本的な準備は完全に終了したと見做してよい。

八月三十日に設置された最高國防會議は、ドイツ戰時經濟の最高機關として、ゲーリング元帥を議長とし、總統代理ヘス、行政全權者フリック、經濟全權者フンク、内閣書記官長ランメルス、國防軍總司令官カイテルによつて組織され、戰時經濟に對する全面的な指揮命令を行ひ、そ

の命令は法律と同等の效力を有する。八月二十七日には全國師團管區ごとに地區經濟廳がおかれ、また最高國防會議の地方機關たる國防委員が師團管區ごとに駐在し、相協力して戰時經濟運營の地方的局面を分擔する。食糧關係には食糧廳が、林業關係には山林木材廳が設置された。

九月四日の「戰時經濟緊急令」は第一に戰爭に有害なる行爲、第二に戰時增稅、第三に戰時勞賃、第四に戰時價格を規定する。これによつて、戰時に必要な資金の調達、購買力の抑制、物價騰貴の阻止に對する一般的な對策が確立され、物資配給の圓滑な遂行のための前提條件が整備されたわけである。

九月二十二日には國防委員の諮問機關として國防參事會が設置され、なほ特定の師團管區には國防受託官が置かれ、國防委員を補佐することになつた。

最後に十一月中頃から年末に亘つて行はれたドイツ戰時經濟の全面的修正の機會に、最高戰時經濟會議が設置され、最高國防會議の政治的軍事的措置に對して、これは經濟部門を調整するための最高中樞機關として、ゲーリングが議長に就任した。この會議は軍部及び黨を含む長官を網羅するが經濟大臣を含まない點に、注目すべき構成をなしてゐる。これの設置と同時に

各經濟團體の指導者任命權は廢され、銀行、石炭、自動車、工作機械等の部門の半自治的機關は國家官吏によつて代置され、戰時經濟措置の徹底的な遂行のための執行權が政府の手に移されたのである。

これらの一般的な機構及び對策の整備を背景として、八月二十七日の「農產物國家管理令」は、農產物の全面的な管理、消費、統制の基本的條項を定め、全收穫の國家管理の建前の上に、自家生產者の消費に對しても嚴重な統制を行ふことゝし、同日公布された「生活必需品確保令」と相俟つて、國民日常物資の嚴格な管理方式が決定されたが、一九四〇年一月中頃には小賣保護法の强化によつて零細經營の閉止と共に卸賣商の免許制を布き、配給部門の混亂のための對策が樹立された。

かくて周知のごとき生活必需品の切符制が整然と且つもつとも效果的に實施されるための一般的な要件が充されたのであるが、我々はいま、記錄風に戰時一ヶ年のドイツ經濟の物資配給部門の推移を辿つてみようと思ふ。

一九三九年八月二十六日の同盟ベルリン電報は、「嵐の前の對戰準備」として、國內統制計畫

の要點を次のごとく傳へてゐる。

△國内統制

一旦緩急の際は各省は夫々大本營内の一部局として左のごとき配備となる。

一、經濟參謀本部は、國防軍軍事經濟部、四ケ年計畫廳、經濟省を打つて一丸として直ちに構成される。(これが前述「最高國防會議」である。)

一、食料問題は重要だが、戰爭勃發直後可及的速かに全面的統制下に置き、例へばレストランを民衆食堂として、食料の配給を圖る等の方針である。而して當局は、貯藏食糧で三ケ年間は充分であると宣傳してゐる。

一、俸給賃銀等の合理化を斷行し、重役手當のごときは、妥當な俸給額に改正する。

一、宣傳活動も漸次軍事當局の手に移りつゝあり、ラヂオは既にベルリンのドイチユランド放送局からの統一放送となつた。

一、治安維持のためには突擊隊、親衞隊の古參が續々補助警察官に任命されつゝある。

一、戰時における婦人の部署通知も既に發せられ始めた。

ドイツ政府は八月二十六日各種日用必需品の切符購買制度を發令するに決意し、翌二十七日「國民生活必需品確保令」によつてパン及パン類、馬鈴薯、魚油及魚製品、ミルク、乳製品及油脂、砂糖及マーマレード、莢豆類、碾割麥、コーヒー若くはコーヒー代用品、茶・ココア、石鹼、家庭用石炭、紡織製品、靴類の十四品種が消費統制品目として指定され、同日の第一次施行令によつて、切符制が實施されたものは、肉類、ミルク、乳製品、油脂、砂糖、マーマレード、碾割麥、コーヒー、同代用品、茶であり、次のごとき割當量が指定された。

△一人當り消費量

肉類(罐詰を含む)	週	七〇〇瓦
ミルク	日	〇・二立
乳製品・油脂	日	六〇瓦
砂糖	週	二八〇瓦
マーマレード(但し砂糖五十五瓦を代用することを得)	週	一一〇瓦
碾割麥、さごべい、その他　常食品	週	一五〇瓦

コーヒー・同代用品　週　六三瓦

茶　週　二〇瓦

△特別配給の内容

小兒及び重勞働者には次のごとき追加量が特別配給として與へられる。

六歳以下の小兒　一日牛乳〇・五リットル、從つて合計一日〇・七リットル。當該市役所の承認を要す。

姙婦及び乳兒を有する母親　一日牛乳〇・三リットル、從つて一日合計〇・五リットル。當該市役所の承認を要す。

重勞働者及び最重勞働者　牛乳製品、油または脂肪一日五〇グラム、肉類一週四九〇グラム、從つて合計週一、一九〇グラム。重勞働者及び最重勞働者の認定は特別法規により告示される。

八月二十七日の第一次施行令の要綱は次のごとくであつた。

一、食糧品、石鹼、家庭用石炭に對しては、二十四時間以内に配給カードとして、四週間期

限の證明書を交付する。

一、纖維及び皮革製品に對しては、許可申請者に對して適宜配給カードを支給する。

一、料理店及び食堂に對しては、特別に配給カードを支給する。但し食堂の食事は從來通り自由とする。

一、小賣店に對しては配給最高量を指定する。

各人は各商品に對してカード一枚宛しか支給されないが、軍隊若くは各種軍事機關所屬者で、軍より各商品の配給を受ける者は、カードの支給を受けない。配給カードはこれを讓渡することを得ず、被配給者の居住地域内の登錄店舖でのみ有效に使用し得る、カード制はドイツ人のみならず、在獨外國人及びユダヤ人にも適用される。以上のごとき食糧統制の結果、ドイツ國内のホテル、レストラント協會では全國の同業者に對して、獻立の變更指令を發し、料理店は皿數十以上は許可されないことになつた。

八月二十七日から九月十日に至る「農產物管理令」及び一聯の施行令によつて、州食料廳、食料局、中央組合、同支部等の手で、全國の農產物の所有權は國家に移轉され、農業食料大臣

は管理農産物の種類を指定して、配給權者、自家生産者に對する規正を行ふことになつた。

ロンドン・エコノミスト誌は、右のごとき食料品の第一次割當量に關し、一七三五―三八年度の消費實績に比して、脂肪類は八五・三％、肉類八八・〇％、砂糖六三・〇％、コーヒー・同代用品七四・四％と見てゐる。これについてはドイツ食糧行政の當局者自身も次のやうに述べてゐる。

『今日この割當制の時代にあつては、從來攝取してゐた分量よりも少い肉類、少いバターの配給を受けてゐる者は多い。「多い」といつても全部ではない。また今日では食料品の分野においては、何人も優先權を持つことは許されない。故に從來平均以上に消費してゐた者の一日分を、全同胞例外なしに同一の配給を受け得るやうな狀態に變へられたのである。』

そして――

『ドイツの肉類「戰時」割當量は――これはぜひはつきりさせて置かねばならぬことだが――たとへば裕福なスエーデン、フインランド、ルーマニヤ、イタリー等における「平時」の一人分平均消費量よりもなほ多いのである。』（ドイツ食料局フリッツ・ベーア）

ドイツの「戰時」食糧制當量が、ドイツの「平時」平均消費量よりは少く（尤もパンと馬鈴薯は例外で、豐富だとドイツ當局はいつてゐる）他國の「平時」平均消費量より多いといふこの意見はいかにもあれ、ドイツが成就した確固たる配給組織こそは、ロンドン・エコノミスト誌をして、戰ひ半歲の後に「英國もドイツ同樣に嚴格且つ有效に組織せねばならぬ」と嗟嘆せしめたところのものであつた。消費の末端における切符制の有效な實施のためには、配給部門の全組織乃至は機構の意義は、あらゆる技術的措置を超越して、本質的な役割を持つことが注意されねばならないのである。特に極めて困難な農產物の配給統制を完全に遂行し得たことは、まさしくドイツの「組織」の勝利であつたといへよう。

食料品以外の部門については、前記のごとく、石鹼、家庭用石炭、紡織製品、皮革製品が購買券制度の下に置かれ、後二者については、差し當り個々の申請に應じて購買券が支給されることゝなつてゐた。

右のうち石鹼については、九月二十三日の命令によつて、同二十五日から本格的な切符制が布かれることになつた。個人需要に對する石鹼券、病人、醫師等のための追加石鹼券、團體需

要に對する購買證券が發行された。家庭用石炭は九月二十五日以降購買券制度は廢止されたが、全體の需給關係が明確であり、一定期間の入用を一時に購入し得ること及び石炭配給機構が從來から確立されてゐたことによるものと考へられてゐる。皮革製品に對しては、十一月十四日「生活必需工業製品消費統制令」が適用されたが、實質上は從來通り購買券制度が繼續されてゐる。

問題は紡織製品であつた。

十一月十四日の「生活必需工業製品統制令」及び「紡織製品消費統制令」は、從來の屆出制による購買券支給制度を廢して、特殊な切符制の採用を決定した。新たに二、三歳までの幼兒用、三―十四歳の男女各兒童用、十四歳以上の男子用及び女子用の五種の被服券が發行され、各々の被服券には百枚（幼兒用は七十枚）の支分券、およびローマ數字を記した十四枚の特別支分券が附屬してゐる。さらに特別の品物に限り、從來の購買券制度が併用されることになつた。

紡織製品はそれぞれの品目について點數が定められ、消費者は所要製品の點數だけの支分券

を提出して、任意の商店で購入することが出來る。特別支分券は特殊の目的に用ひるためであり、その都度公示されるが、最初に適用されたものは裁縫材料であつた。外套、シーツ、麻製品、作業服及び職業服については從來の許可制による購買券が用ひられた。かくして消費者は一年間百點に達する範圍で基本的な紡織製品を自己の必要に應じて選擇購入することが出來るわけである。製品別點數は左のごとく定められた。（各一枚乃至一足、或は一着）

△成年男子用

ハンカチーフ	二
長靴下	八
半靴下	五
手袋	七
ショール	七
ジヤケツ	三〇
長パンツ	二〇

△婦人用

ハンカチーフ	一
靴下	四
手袋	五
ショール	五
ニツカー	一六
アンダースリツプ	二五
ペチコート	一五

シャツ	二〇
カラー	三
パジャマ	三〇
上衣	六〇
ズボン	二〇
チョツキ	八
ネクタイ	三
レインコート	五〇

毛コンビネーション	二〇
毛シュミーズ	一〇
エプロン	八
パジャマ	二五
ナイトジャケツ	一二
サスペンダーベルト	四
毛製婦人服	四〇
コルセット	一五
スカート	二〇
コスチューム	四五
レインコート	三五
絹製人造毛皮外套	三五

紡織製品がその需要の緊急性、規則制、彈力性、個別性において日用食料品等と異るために

右のやうな切符制が案出されたのである。

九月二十五日切符制度はパンに迄適用されることになり、バターは一種類に制限された。またこれまでレストランでの食事は制限を受けなかつたため、一流のレストランなどでは客がテーブルの後で順番を待つて立つてゐるやうな狀態であつたが、十月二日からは食堂で食事する場合にも肉カードを渡すことになつた。コーヒー店だけが自由な營業を續けてゐた。食堂及び肉屋は午後三時から六時まで肉類の販賣を禁止された。

魚類や野菜、果實などは自由に購入し得るため、魚肉、鷄肉類に向つて購買力が集中されて行つた。

九月二十五日からは一週間の食料品購入量がパン二千四百グラム、肉類五百グラム、砂糖二百五十グラム、ジヤム百グラムとなり、一割乃至三割の減量をみた。但し勞働者の一部、兒童、乳兒及母親は一定の特權が留保された。

九月十六日附の法令によれば、重勞働者及び最重勞働者の區別は、工場指導者によつて提議され、工場監督官が決定する。特殊な毒物工場の勞働者は、前記の特別供給のほかさらに牛乳

券によつて全乳が支給される。この場合も工場監督官がその要否を決定するが、九月二十日の勞働大臣の告示が明示するところによれば、該當工場は次のごとくである。
（1）鉛烟、鉛末（2）水銀及水銀化合物（3）軟マンガン礦（4）ベンゾール共同貨物（5）ベンゾールの窒素及アミド化合物（6）メタルブレンネン（7）塗料吹付（8）硫化水素及硫化炭素（9）ガス發生器取扱（10）活放射性元素（11）汽罐、水タンク、船底內勞働者（12）燐及燐化合物、砒素及び砒素化合物、ゼーレン及ゼーレン化合物、水銀ホスゲン、ニトログリセリンなどの化學工業勞働者
なほ疑問ある場合には國家の工場醫の意見による。
食料品の特別割當は、工場勞働者のみならず、重勞働者及最重勞働者としての職人及び手工業者並にそれぞれに該當する婦人にも與へられることは注目を要する。
かくして切符制度は昨年末までに、即ち開戰後三ケ月餘の間に確固たる方式を樹立した。その後における切符制度の問題は、部分的修整の問題に過ぎない。而も多くの場合には、より豐富な消費に向つての修正であつたことは興味あることである。

本年八月二十三日、紡織品の切符制は施行期間たる一ヶ年の經過を俟たず、十ヶ月にして切符の更新が行はれることになり、九月一日から全國民に新切符の支給が行はれた。新切符は從來の百點を百五十點に殖やし、總體に大幅の消費量引き上げを行つたのみならず、各商品の需給及び國民經濟的效用を多分に加味して、合理的な調整を行はうとしてゐる。卽ち人絹消費奬勵のため、從來一メートル八點の人絹布地を四點に引き下げると同時に、毛織物については、一メートル十一點を十六點に引き上げて、消費の均衡に腐心の跡をみせてゐる。

戰爭の發展に從ひ、消費生活が寧ろ緩和されてゆくこと、また國民經濟的觀點が濃厚に織り込まれてゐることは、ドイツ戰時配給制の特徵的な性格である。

戰爭當初においては、さきにみたやうに、徹底的な消費の切りつめが行はれ、日用品以外のものについても、九月十三日にはゴム・タイヤが全部徵發され、ガソリンの個人使用も禁止された。外電の傳へるところによれば、開戰當初におけるドイツの物資需給狀態は次のごとくであつた。

（1） 食料品　當時の切符制度によつて、平時の八十二％程度の消費量が維持される。

(2) これを品目別に考察すれば、パンの原料となる小麥、ライ麥などは、平時の勞働力が維持される限り百%に保證され、馬鈴薯、野菜も同樣に百%、果實は六十%の持久が可能とされる。

(3) 家畜用飼料たる玉蜀黍、豆粕、魚粉などは、南米、滿洲方面からの輸入が杜絶せるため、ソ聯及びルーマニアからの補給を計畫したが、兩國共に大なる輸出餘力は期待し得ない。この點は對外商業政策の成否の程度に依存する。

(4) 肉類は向ふ半年位八十%程度の供給可能。

(5) バター、チーズは當分八十%。

(6) 魚類は北海の漁獲が繼續される限り八十%。

(7) 鯨油、植物油、珈琲、茶は缺乏。

(8) タバコは五十五%。

(9) 酒は大體自給可能。

(10) ゴム、棉花、皮革類は極めて不自由だが、當分は從來の蓄積と代用品とを以て充當す

る。

紡織品切符制が施行された昨年末頃は、消費切りつめの底邊をなしてゐた。それまで供給が安定してゐた家庭用石炭も、十一月中頃には缺乏が目立ちはじめ、室内煖房は困難になり、風呂は一週二回、土曜と日曜だけしか出ないことになつた。

北歐およびフランドル戰線の成功的展開は、ドイツの消費生活に光明を與へた。鷄卵及びバター類はデンマーク、オランダから豐富に持ち込まれ、ノルウエーの魚類がベルリン市場に運ばれ、煙草も自由に手に入るやうになつた。直接的な戰果の擴大が直ちにもつとも效果的な形で國內經濟の改善に結びつけられて行くこと。そこにドイツ經濟が單に「戰時經濟」卽ち自國の蓄積と生產力だけに一切の基礎を置いて戰爭を繼續しようとする舊い戰爭の形式を脫して、戰爭と經濟とが全く一元化され、戰果の擴大が直ちに經濟建設と結合し、國民經濟の枠が擴大されてゆく「戰爭經濟」、いはゞ「獲得經濟」の體制に入つたことが如實に示されたのである。

ドイツにあつては「戰時經濟」は旣にポーランド作線の開始と共に終了し、「戰爭經濟」が周

到な計畫によつて遂行されようとしてゐたのである。

直接的な戰果の擴大、それに併行する廣域經濟計畫の迅速な進行。それは無言の戰はざる威壓となつて全歐に波及する。東南歐諸國特にルーマニアが北歐作戰前後から急速にドイツに接近して行つた事情はこの間の消息を物語るものである。

我々はドイツの配給組織が、一切の政治的考慮と生產の規制を背景としてのみ、滿足すべき成果を得た點を繰返して吟味する必要がある。

一九四〇年一月四日、ドイツ政府は雜誌「四ケ年計畫」を通じ最高國防會議議長ゲーリング元帥に對して、去る十二月戰時經濟統制の全權を委任した旨をはじめて公表した。前記の最高戰時經濟會議の設置がそれであり、委員長代理にはケルナー次官が任命されゲーリング元帥の事務を代行する。同會議委員會は四ケ年計畫省、農業省、勞働省、交通省等の各省次官並に價格形成委員　軍司令部、國防經濟局長及び黨代表を以て構成される。フンク經濟相は今後經濟相及び國立銀行の所管事項についてのみ戰時經濟政策並に戰時金融の衝に當ることになつた。

右の發表はロンドン財界に大きな反響を呼んだ。イギリス側はこれを以て、ヒトラーに次ぐ

聲望を有するゲーリング元帥自らこの大任を買つて出たことは、英佛の封鎖陣のためドイツ經濟が甚大な打擊を被りつゝあることを示すもので、その任命はゲーリング元帥の聲望を利用して、國民特に資本家方面に惡評を招く惧れのある徹底的な戰時經濟を行はんとするにあると得意の宣傳的觀測を流布したが、右と關聯してタイムス紙もまた英佛の對獨封鎖が、いかにドイツを疲弊せしめつゝあるかを左のごとく述べて、反擊的宣傳に大童となつた。

『米國の學者の計算によれば、ドイツの當時の輸入の四割五分は英佛の封鎖によつて遮斷せられ、又輸出についても、英國は本年一月一日より獨貨拿捕を一層嚴重に勵行しつゝある。一方ドイツのバルカン諸國との貿易もダニューブ河の氷結によつて後數ケ月間はもつとも困難となるべく、ドイツは物資の補給をソ聯に仰がんとしてゐるが、輸送の不便をソ聯自身が對芬戰爭のため自由生産品の殆ど全部を必要としつゝある現狀に鑑み、これまた頗る困難なるを免れない。』

恰も一九三九年十二月十五日、ドイツ政府は官報を以て當時スイスに滯在中の鐵鋼王テイツセンの財産を敵國人財産處分命令によりプロシア州に沒收する旨を發表し、一九三三年ナチス

政權獲得と同時に最高經濟會議評議員に任命され、ヒトラーの政策遂行の有力な支持者として知られてゐたテイツセンに對するかゝる斷乎たる處置は、まさに重要產業の國家管理と政治力の絕對的優位をなすものとして注目を惹いた。

最高戰時經濟會議の徹底的且つ一元的な統制組織の完成こそ、イギリス側の誹謗にも拘らず、ドイツ經濟がいかに高度に組織化されたかを示す指標であり、切符配給制のごときは寧ろ消費の末端における最終的仕上げにほかならず、戰前既に實施されつゝあつた計畫的な物資割當制度及び戰端開始と共に實施された民間各經濟團體に對する物資管理上の祕密命令等々に、ナチス配給統制政策の基本的な骨骼があることが、改めて强調されねばならないのである。あらゆる工業原料及び半製品に對する夥しい切符制によつてのみ、辛うじて物資の流れを規正せんとした我が配給統制を顧るとき、統制の末梢を追ひかける些末主義的統制の感なきを得ないのである。

II

對外商業と廣域經濟

一、對外商業の基本構造

ナチス政權は、いかなる意味でもドイツ經濟の最惡の諸條件を繼承して立たねばならなかつた。殊に貿易面の激しい衰退は、ドイツ經濟機構の再生産をすら困難とする狀態にあつた。試みに前大戰後貿易が最高潮に達した一九二九年を一〇〇として、ナチスの政權把握に至るまでのドイツ貿易額の推移をみれば左のごとく、恐るべき破滅を示してゐるのである。（單位百萬マルク、括弧內%）

年次	輸入額	輸出額
一九二九	一三、四四七（一〇〇・〇）	一三、四八三（一〇〇・〇）
一九三〇	一〇、三九三（七七・三）	一二、〇三六（八九・三）
一九三一	六、七二七（五〇・〇）	九、五九九（七一・二）
一九三二	四、六六七（三四・七）	五、七三九（四二・六）

一九三三	一	四、二〇四（三一・三）	一	四、八七一（三六・一）

一九三二年の世界恐慌と外資の急激な引き揚げ、爾後の外資流入の杜絶は、ドイツ産業に致命的な打撃を與へた。加ふるに二百五十億から三百億マルクに達する對外預金が、前大戰の結果として沒收されドイツが「外貨」に頼るべき手段を奪はれてゐた事情は、さらに困難を加重したのである。卽ちライヒスバンクの金保有高は一九三二年末の八億六百萬マルクから一九三三年末には三億八千萬マルクに激減してゐる。貿易額の絶對的減少は一方で國內產業の破滅的な樣相を深め、他方ではドイツが必要とする食料品、工業用原材料の輸入を著しく困難としたのであつた。

ナチスの政權掌握後直ちに着手された、潜在的な軍備擴充の進行は、輸入資材の尨大な需要を喚び起し、且つ貿易統制の不備に乘じた見越輸入を激增せしめ、一九三三年から一九三四年にかけて、ドイツ貿易は次のごとく絶對額の縮少のまゝ入超に轉じたのである。

年次	輸出（百萬マルク）	輸入（百萬マルク）
一九三三年	四、八七一	四、二〇三

一九三四年　一　　　四、一六六　　一　　　四、四五一

「賣れる範圍で買はう」といふシャハト博士の健全貿易政策と、强大な軍備および急速な生産力伸張へのナチス的要求との相剋がこの時にはじまつた。軍備と自國の生産力に對する確信なしに健全貿易政策を一擲することは困難であり、而も軍備と自國生産力に對する確信に到達するためには、あらゆる手段をつくしても必要な資材を購入せねばならぬ。ナチスはこの二つの條件の間に苦悶せざるを得なかつたし、その段階ではシャハト博士の努力もまた現實的な役割をもち、その故にナチス財經政策の重要な地位に立ち得たのであつたが、一九三九年一月、ナチス生え拔きのフンク獨經濟相がシャハト博士の椅子を受けついだことは、既にドイツの戰備が完了し、シャハトの金融技術者的手腕に俟たざるを得なかつた準戰時經濟から完全な戰爭經濟への突入準備が整つたことを意味するものであつたのである。

ドイツ經濟の戰時的狀態への突入過程をヴァルガはその「世界經濟恐慌史」に次のごとく書いてゐる。

「一九三三年の中頃から一九三五年の終末まで、工業生産の增大が續いた。――大きな役割

を果したものは、人爲策、主として軍備の公然乃至は隱蔽されたる增大であつた。銑鐵、鋼鐵、セメント、自動車等々の軍の裝備および國境の强化のために必要な資材の生產は特に顯著な增大を示した。――生產過程に三、四百萬の失業者が惹き入れられた。

だが特殊の景氣局面における工業生產高の增加は、原料の不足に直ちに突き當つてしまつた、――ドイツの貿易差額は著しい入超をなし――ライヒスバンクの金準備も涸渇してしまつた。

かゝる諸條件下において、ドイツ工業の原料輸入は著しく不可能になつた。國家の中央統制機關による原料材料の輸入および分配の統制の必要が生じた。またこれに關聯して、國產品原料の生產分配の國家的統制、代用品の利用、――への移行が必要となつた。

ドイツの全經濟は戰時經濟の性質を帶びて來た。

戰爭準備は經濟循環の發展の決定的要因となる。』

ナチスの貿易政策は、經濟相兼ライヒスバンク總裁シヤハト博士の技術的な諸對策にはじまる。

一九三三年七月一日、シヤハトは、中期および長期の外國公債の部分的トランスフアー・モラトリアムを聲明した。即ち外國公債の分割償還はきはめて少數の例外を除いてはこれを停止し、利子および配當額のうち五〇%を外國爲替、殘額はドイツ外國公債換算金庫證券（スクリップス）を以て支拂ふことゝした。ドイツ商品の輸入者は、その七〇%をスクリップスを以て支拂ふことが出來、ドイツの輸出業者は、輸出代金に對して支拂はれたこの證券を換算金庫に持參して、ライヒスマルクを受けとることができたのである。

このやうな方法は、有價證券マルク、登錄マルクなどの封鎖マルクの設定によつて擴大され、外國債權者は直接にドイツ商品を購入するか、或は追加的に商品を買入れる外國輸入業者にこれを賣却するかによつて、或程度の減額をなして、彼等の債權をトランスフアーする可能性が與へられた。しかしながら右の措置は對外債務の支拂ひに對する金および外國爲替の使用を節約することに貢獻したとはいへ、結局國外におけるドイツ外貨債券の價格差を輸出品の價格形成のために利用するに止まり、ドイツ商品の輸出が外國市場における新らしい購買力をドイツに附加することには直接に役立つものではない。即ち一九三三年の七月から十一月までの

五ケ月間における外國貿易の出超殘高三億二千七百萬マルクのうち、外國爲替で支拂はれた額は一億二千七百萬マルク、三九％に過ぎず、他の大部分はスクリップス、ドル貨公債および封鎖マルクで支拂はれてゐるのである。

かくてドイツにあつては、直接に輸入および輸出の統制が考慮されねばならなつた。一九三三年九月の「ドイツ商品輸出保護法」はドイツ商品の輸入に制限を加へつゝある諸國から、ドイツに輸入される商品に對してそれぞれ輸入制限を實施し得ることゝした。これによつてドイツは、ドイツ商品の輸出と外國商品の輸入との聯繫を確保しようとしたのである。相手國はドイツに自國商品を賣るためには、ドイツ商品の輸入を考慮せざるを得ないことになるわけである。

一九三四年三月「原料および半製品の取引に關する法律」によつて、廣汎且嚴重な輸入統制策が開始された。この法律は輸入原料および半製品の製造、分配、貯藏、販賣および消費に關し、前述のごとき國內的統制措置を行ひ得ることを規定すると同時に、ドイツの輸入能力と輸入必需品との合理的な結合を目的とするものであつた。本法の規定によつて設立をみた商品管

理局は輸入商品の支拂ひに充てられる外國爲替の分配決定に本格的な活動を開始したのである。

だがかゝる制度も一九三二年以來ドイツが諸國との間に締結した支拂協定によつてその効果を減殺される結果を持つた。輸入商は支拂協定によつて外國爲替許可規則の拘束を受けることなしに商品輸入をなすことが出來たのである。彼等は支拂協定締結國からの輸入に努力し、止むを得ぬ場合にもこれらの國を經由する輸入によつて脫け途を發見したのであつた。さらに原料品購入禁止令の出てゐる場合には同一の原料から成る半製品および完成品の輸入を圖つたのである。一九三四年の後半に至り、ドイツ貿易が逆轉して入超を示すに至るや、清算協定によつてドイツに供與せられた貿易上の强制クレヂットはつひに十億マルクを超える額に達し、ドイツ貿易は重大な危機に際會した。一九三四年九月のシャハト博士の「新計畫」は右のやうな混亂と危險を克服することを目標としたものである。

「新計畫」によつて相手國の如何を問はず、且つ全商品に亘つて輸入統制が實施されることとなつた。各個の輸入企圖に對しては外國爲替證明書による特別認可が行はれるに至つた。信

用による輸入および支拂協定に基くライヒスマルク支拂による輸入も最後には認可の義務を負ふものとなつた。輸入せられるべき商品の緊急性と清算協定の狀況および爲替現在高が、外國爲替の分配を決定することになり、從來の爲替管理と商品管理の二元性は排除されたのである。

「將來における輸入額はその支拂に要する外國爲替の取得し得る範圍内に限ること」而して「外國物資使用の組織的節約」がドイツ貿易政策に確固たる限界を與へた。

輸出の振興はドイツ貿易政策に課せられたもつとも困難な課題であつた。一九三一年以來すべての外國爲替が計畫的に管理されたにも拘らず、ライヒスバンクの金および爲替の保有高はきはめて悲觀的な狀態にあつた。ドイツは外國債權および輸入債務の履行のためには、ドイツ商品を以て支拂ふほかに途は殘されてゐなかつたのである。

輸出振興の第一の手段は追加輸出制度であつた。前述のごとく、ドイツは對外債權の商品による支拂ひ、および各種の封鎖マルク制度の利用によつて、輸出商品代價の七〇%をドル貨公債あるひは封鎖マルクによつて決濟すると共に三〇%を外國爲替を以て取得し得る方法を案出した。一方ドイツの輸出業者は外國市場において、ドイツ國内よりは安價に取引されるドル貨

公債或は換算金庫證券を受けとり、ドイツ債券の逆打歩をライヒスバンクから受けとることが出來るものである。

第二に國內殷販産業自體の負擔による輸出補助制度の考案があつた。ドイツの民間産業は、各部門毎にその賣上金の二%乃至三%を輸出補償金庫に拂込み、これをライヒスバンクの姉妹銀行たる「ドイツ金割引銀行」が管理する。而してこのやうな制度を外國からダンピングと目されることを避けるため、その取扱ひを商工會議所に委託したのである。この補助金の總額は一九三七年のはじめには十四億マルクに達し、貿易額に比較すれば二割五分以上の輸出價格の引き下げとなつてゐる。

第三はいはゆる求償取引制度であり、對外商業において次第に活動範圍を制限されつゝあつた個人のイニシアテイヴに對し、再び新たに活動の機會を與へんとするものである。これによつて輸入業者は、相手國に同金額だけのドイツ商品の購買者を見出し得れば、輸入統制の許可制の下にある輸入業者より多額の輸入を行ふ機會が與へられた。

第四にアスキマルクの設立は、南阿以外の英自治領並に殖民地、特に中南米諸國との間の爲

替の殆ど唯一の基礎をなすものである。アスキマルクとは國內支拂用外國人特別勘定に屬する封鎖マルクの一種であり、「輸入商品の代金支拂によつて生じ、且つ規定の許す範圍內では任意に處分し得る、爲替銀行に預けられた外國人所有のライヒスマルク」を意味する。「アスキ」に入れた金は同取引人が註文し、ドイツで製造若くは加工された商品の支拂に對しては許可を要せず使用し得るものである。

最後に支拂協定の締結は、爲替管理による貿易の萎縮乃至は逆調を打開せんがための有力な手段であつた。既にナチスの政權獲得前、相手國の爲替管理によつて凍結したドイツの商品債券を回收するため、一九三二年四月ハンガリーとの間に支拂協定が締結されたが、その方法は次のごとくであつた。卽ち締約國はそれぞれ自國の特殊銀行に設けられた相手國特殊銀行の特別口座に自國の貨幣を以て輸入代金を拂ひ込み、輸出代金の決濟を爲替の媒介なしに淸算するのである。この方法はまた別の事情に基いて採用された。西歐および北歐諸國はドイツの爲替管理のため報復的にドイツ商品の輸入を阻止したが、「ドイツ商品輸出保護法」の援護にも拘らず、これら諸國に對する從來の出超關係は一轉して入超に移り、ドイツは債務國となつた。し

たがつて相手國の制限を緩和し、相互の貿易量を回復して、出超を維持するためには、支拂協定の締結が必要となつたのである。

支拂協定はしかしながら前述のごとき輸入の無制限な膨脹を來す危險を胎む。一九三四年八月の英獨支拂協定は巧みにその困難を回避し、その後の同種協定の先驅をなしたものである。これによれば支拂は原則として現物爲替を以て行はれ、爲替不足額は一定金額を限つて、特殊銀行の相手國勘定への自國通貨を以てする拂込みが認められることになつてゐる。

一九三四年九月の「求償取引及清算取引に關する規定」はさらにドイツ國内における法的統制を明示し、求償取引と清算取引が陷るべき恣意的な危險を一般的に抑止することゝした。

民主々義國の金融的支配網を潜り、金と外國爲替に依存することのない新らしい貿易政策はドイツの窮迫のなかから生れ出た。對外商業と政治とのナチス的な結合は、かくしてあらゆる困難と闘ひながら、ドイツ商品を地球に氾濫させ、再軍備と食糧確保の驚異的な達成の基礎を置いたのである。ドイツ國力の發展と共に、かゝる方式は徐々に、而して後には急速に全世界に擴大して行つた。ドイツ宣傳省および經濟廣告審議會が擔當した大規模且つ計畫的な海外宣

傳活動も我々は忘れてはならない。クレヂットの供與のほかに對外活動の方法を發見し得なかつた古めかしいイギリスの十九世紀的金權イデオロギーの敗北を、北歐に東南歐に、南米に我々はハッキリとみせつけられたのである。

二、戰時通商政策の發展

一九三九年三月中旬ドイツはボヘミヤ、モラヴィアの併合とスロヴアキアの保護領化を敢行し、中歐におけるドイツの勢力はもはや確固たるものとして、民主々義諸國を恐怖的憎惡に驅り立てた。

英佛の狼狽はもとよりとして、ドイツの中南米進出とユダヤ的世界支配網への挑戰に焦慮しつゝあつたアメリカ合衆國は、この時明白にドイツの敵として立つことを宣言し、英米佛の合從連衡勢力は、決定的にドイツの敵として共同戰線を張つたのである。

一九三九年三月十八日、アメリカ合衆國は早くもドイツよりの輸入商品に對し、一般關稅以

外に二割五分の相殺關稅を賦課する旨を公表したが、四月五日ハル國務長官はドイツのバーター貿易政策論難の聲明書を發表し、ドイツのバーター制は世界市場の癌なる旨を左のごとく強調した。

『互惠通商協定が、圓滑に運用される甚だ生産的な方法であるに反し、ドイツのバーター制は世界貿易市場、就中棉花のごとき原料市場を痲痺せしめるものである。バーター制通商協定は無際限に外交々渉を必要とし、一國政府による貿易のみならず、生産の支配を齎し、強制的差別待遇を創造するものである。

現在ドイツの對米貿易が他國のそれに比して何らかの障碍に直面してゐるとすれば、それは全くドイツの貿易政策及びその實踐に責任が歸せらるべきもので、米國の特別立法がドイツ貿易を取締る結果ではない。』

右の聲明は政府要路者の公式聲明として、對獨相殺關稅の賦課と共に、アメリカの明瞭な對獨敵意の表現にほかならないが、直接には三月三十日、ドイツ國立銀行中央委員會の席上、フンク獨經濟相兼國立銀行總裁が中東歐經濟圈の確立についてなした次のやうな演說に應へるも

のであつた。卽ちフンク博士は中東歐における計畫的な廣域經濟の發展を力說し、ドイツ貿易政策の正當性とその伸長を次のごとく述べた。

『中歐における新秩序の確立により、經濟活動は政治によつて新たな活路を切り拓かれた。而して今日ドイツが世界最大の工業國であることは自他共に認めるところであり、北海より黑海に至る諸國が、ドイツのこの工業的發展により利益を享くべきことは、誰しも疑はぬところであらう。他方獨伊の政治的精神的友好の緊密なる紐帶が今後益々經濟的協同に向ふべき趨勢にあることもまた理の當然で、ましてや兩國の經濟政策が、いづれも同樣の體系的組織を有する關係上、その提携は一層當然の歸結といふべきである。今回の獨羅通商協定の締結（三月二十三日調印）は右のごとき中東歐經濟活動の新たな發足の魁をなすものであり、この協定により獨羅兩國の天然資源と勞働力とは、兩國共通の目的のために計畫的に動員されるであらう。ドイツは國際通商關係調整のために、英佛兩國とも折衝を開始してゐたが、最近の政治的事情のために中斷されるに至つたのは甚だ遺憾である。中歐に新秩序の確立をみた今日、この種折衝を復活せしめることは、以前にもまして必要である。』と。

一九三九年三月二十七日、バトラー英外務次官は下院本會議において對獨經濟報復說を否定して『政府は最近の國際情勢の變化に卽應して、事態の再檢討を行つたが、その結果英國としては、ドイツに對する報復的經濟手段はとらぬ意嚮である。』

經濟的報復は行はない。ドイツの感情を直接に刺戟するためには、イギリスはまだ餘りに用意がない。しかしドイツの勢力擴大は飽くまで阻止しなければならぬ。それには歐洲諸國に對し、ドイツの進入から保障すべき手形を振り出して置くことは絕對に必要である。經濟的報復とドイツに對する直接的な意志表示はアメリカがやつてくれるだらう。現に四月六日アメリカ國務省はスロヴアキアを獨立國として承認し得ず、從つてボヘミア、モラヴイア、スロヴアキアの三地方からの對米輸入品に對しては、ドイツ商品と同樣に相殺關稅を賦課する旨を表明したルーズヴエルト大統領の宣言を發表し、中歐の事態に對するアメリカの態度を明確に示してゐる。

三月二十八日、チエンバレン英首相は下院における一議員の質問に答へて、イギリス政府は反獨戰線の結成につき「他國政府との間に折角交涉を繼續中である」旨を言明し、「我々は

協議相手の各國政府に對し、英國政府の用意の程を完全に闡明した」が「關係各國政府の最終的見解を授受するまでは」折衝の秘密を保つことの必要な所以を諒解されたいと述べた。

かゝる反獨戰線の有力な經濟的措置は、ドイツ貿易ルートの切斷であらう。この手段を遂行するための民主々義國側の役割の分擔は自ら決まつてゐた。北東南歐諸國に對する英佛の積極的介入と、中南米諸國に對するアメリカの容喙がそれである。ヨーロッパと中南米とはドイツ經濟の二つの重要な支柱をなしてゐる。英佛米の經濟的共同作戰によつてこの支柱に穴をあけることができれば、ドイツは期せずして衰弱消耗するに相違ないのである。

一九三九年五月二十六日、フランス下院陸軍委員會委員ジャン・モンティニィ議員（中央派）は、ダラディエ首相に書翰を送り、フランス政府がドイツに對して鐵鋼その他軍需原料品の輸出を禁止するやうに勸告した。これは英佛側の直接的な獨逸經濟封鎖に關する最初の意思表示と考へられるが、大戰勃發と共に獨逸貿易封鎖の措置は躊躇するところなく、徹底的に遂行された。

九月二十日イギリス情報省は、九月十六日を以て終る一週間分の對獨經濟封鎖の實績に關し、次のやうな發表を行つた。

「去る九月十六日迄の一週間内に戰時禁制品規定に基き英國が抑留せるドイツ向け禁制品はマンガン鑛、石油製品、鐵鑛、アルミニウム等總量十一萬噸に達する。」

しかしイギリスが誇る海上貿易ルートに對するドイツの攻撃は熾烈を極め、ために大植民地を有するイギリスといへども、その海上勢力を恃んで自國經濟の安固を期待することは不可能であつた。食糧及び原料の補給を本國以外に仰がざるを得ない點は英獨いづれも同樣であり、大英植民地は海上ルートの確保によつてのみ英本國經濟に貢獻し得るに止まるのである。しかも英本國が航空機その他完成品の供給においてすら海外に仰がざるを得ない點は、寧ろドイツ經濟に對するイギリス經濟の劣勢をすら示すものである。從つて戰爭長期化によるドイツの疲弊を待つことは、ドイツの海上攻擊が有効に展開される限りでは、却つて英本國經濟の危機によつて自國の崩壞を招くに至る懼れがあり、イギリスにとつて必ずしも得策とはいひ得ない。而も直接的な武力の行使が直ちにドイツの軍事的勢力を破碎し得ない以上は、飽くまでも海上勢力の優位を確保して、徹底的なドイツ封鎖を擴大するほかはないのである。

かくて一九三九年十一月二十一日、チェンバレン英首相は、下院においてアトリー勞働黨首

の質問に答へ、ドイツからの輸出品を公海において拿捕するに決した旨、次のごとく表明した。

『最近三日間にドイツの機雷に觸れて沈沒した商船は、十隻以上の多きに達し、そのうち六隻は中立國の商船であり、またこれに伴つて人命の損傷も多大なものがあつた。ハーグ海戰法規においては、敷設水雷を使用する場合は、平和的な海運の安全を確保するため、あらゆる注意を拂ふ旨の規定が設けられてゐるが、ドイツ自身この海戰法規の參加國であり、さらにドイツ政府は去る九月十七日右法規を遵奉する意嚮なる旨聲明してゐるのである。機雷に對する規定こそハーグ海戰法規の最も重要なる部分といふべきであらう。即ち機雷戰術は軍艦と商船との間に乃至は交戰國船舶と中立國船舶との間に何等の區別をもつけ得ないからである。ハーグ海戰法規中には、機雷に關する各種の規定が存するが、ドイツ側は機雷敷設に當つて、これらの規定を一つとして遵守せず、つひに余が前述したごとき多大の慘事を惹起するに至つたのである。

大戰勃發と同時に英國商船アセニア號は先づドイツ海軍のため撃沈され、百十二名の貴い人命がこの犧牲となつたがそれ以後英佛並に中立國商船が相次いで機雷、魚雷及び大砲のた

め撃沈されて行つた。これらの攻撃は、屢々無警告を以て行はれ、さらにドイツ自身も參加してゐる潜水艦使用に關する法規を完全に無視し、且もつとも基本的な人道に反して行はれた。斯る事態に鑑み、政府はこれ以上これ等の行爲が何等の報復をも受けずして、依然續行されるのを默過するわけにはゆかない。

さきの大戰において英國はドイツ潜水艦の商船攻撃に對する當然なる報復手段として、ドイツからの輸出貨物並にドイツ人の所有にかゝる貨物を公海において拿捕する措置に出たことをこの際想起すべきである。ドイツ側の屢次に亘る國際法無視並に慘酷なる暴虐行爲に鑑み政府は今回再び同樣の措置をとることに決定した。この決定は近く勅令を以て公布されることゝならう。』

十一月二十八日、イギリス政府は獨貨拿捕に關する勅令を公布したが、その全文は左のごとくであつた。フランス政府もまた同日獨貨拿捕に關する大統領令を公布し、ドイツ貿易はその輸出部面を軍事的措置によつて阻害され、大きな障碍に當面することゝなつたのである。

英國政府は國家の自由且平和的生存を續けんとする根本的權利を擁護する爲武器を執つて起つの止むなきに至つたにより

且ドイツ軍はドイツも參加せる一九三六年の潛水艦使用制限議定書の規定を侵犯して英國聯合國及び中立國の商船を頻々擊沈し居るにより

且ドイツも參加せる一九〇七年のヘーグ條約の規定並に人道上の義務に違反してドイツ軍が無差別に且豫告なくして敷設せる水雷によつて英國、聯合國及び中立國の商船が沈められ居るにより

且之等商船の擊沈が國籍、行先、或は積荷の所有者の性質及びその行先の如何を問はず實施され居るにより

且之等の行爲は旣に英國聯合國及び中立國の非戰鬪員の人命に重大なる損害を來し居るにより

且ドイツ政府が戰爭に關する法規慣習、中立國の權利及び人道の義務を無視して武力を用ひ恣に聯合國及びその他の國の間の海上通商全部を破壞せんとの方針を計畫的に開始せる事は

明白なるにより
且ドイツ政府のかゝる行爲は英國政府に疑ひも無く報復の權利を與へるものなるにより
且英國の聯合國は今回布告されるドイツとの通商制限に關する方策に共同動作を採るにより
英國皇帝は樞密院の諮詢を經て左の命令を發す
第一條　敵國及敵の占領又は支配下にある地帶の港より十二月四日以後出港せる商船は如何なるものと雖もかゝる港に於いて積載せる貨物をその種類を問はず英國又は聯合國の港に荷揚する事を要求せらるべし
第二條　十二月四日以後敵國の港以外の港より出港せる商船にして敵國產の貨物又は敵の所有に屬する貨物を積載せるものはかゝる貨物を英國又は聯合國の港に荷揚する事を要求せらるべし
第三條　前條の規定に基いて英國の港に荷揚せる貨物は捕獲審檢所長の管理の下におかるべく、同審檢所が之を政府の用に供する爲め徵發する樣命令せざる限り同審檢所の指示に從つて抑留又は賣却せらるべし

本條の規定に從つて賣却せる貨物の賣上金は審檢所の勘定に入れらるべし
平和克服後かゝる賣上金及び抑留して賣却せざる貨物は審檢所が適當と認める方法を以て處理さるべし
(イ)もし貨物が本令の公布前に中立國の所有に移れる事が審檢所に於いて充分證明せられ
(ロ)英國政府の承認を得たる場合
審檢所は本令の規定に拘らず何時にても該貨物の賣上金を支拂ひ、又は該貨物の拿捕を解除する事を得

第四條　本令の適用さるべき凡ゆる場合に際し拿捕に關する現行法規並に慣習は適用可能なる限り之を適用すべし

第五條　本令の規定は本令とは別個に船舶又は貨物が拿捕又は沒收せられるを妨げざるものとす

第六條　本令に「敵國產の貨物」と云ふはその產地が敵の占領又は支配下にある地域にある貨物を包含し、又「敵の所有に屬する貨物」と云ふはかゝる地域に居住する人の所有に屬

する貨物を含むものとす

第七條　本令による審理は一九三九年捕獲審檢所規定の運用によつて裁判權を有する如何なる捕獲審檢所に於いても之を行ふ事を得

第八條　本令に「英國の港」と云ふは一九三九年捕獲審檢所規定の適用される捕獲審檢所の管轄内にある凡ゆる港を指すものとす

イギリス側が强調した「非人道的」なドイツの機雷戰術攻擊は、後に中立國たるノルウエー領海におけるイギリス海軍の機雷敷設の「非合法性」にそのまゝ向けらるべき非難であり、また恰もチエンバレン英首相の名演說は、ほかならぬその演說が進行中の十一月二十一日、イングランド東海岸ハリッヂ沖合で觸雷沈沒した照國丸の遭難に對するイギリス政府の責任に對してそのまゝ援用さるべき非難であることを我々は忘れないで置かう。

超えて一九四〇年一月十七日、クロス英經濟戰爭相は、下院においてドイツ貿易の全面的封鎖狀況に闘し、大要左のやうな演說を試み、ドイツは開戰以來僅か四ケ月半でさきの大戰の二

年後の疲弊狀態に對しつゝある旨を述べた。

「昨年九月開戰以來僅か四ケ月間半で、ドイツは過ぐる大戰の二年目に相當する疲弊狀態を呈出しつつある。ドイツは石鹼、衣類の割當實施、石炭の不足をみつゝあり、國民はインフレーションを懼れて物資の購買に狂奔しつゝあるなど、一般國民生活に現はれた窮迫振りは言はずもかな、石油、銅、鐵、羊毛、油脂等の原料品の不足はドイツ産業に重大な影響を與へてゐる。

ドイツはこの苦境を脫せんがため、最近タイヤなしの自動車や自轉車を輸出し、錫、銅による製品の輸出は、購買國が原料を提供しない限り輸出を拒否せんとしてゐる。かくのごとく輸出亦振はず、いまやドイツの金準備、外貨保有量、並に蓄藏原料は二十五年前の大戰當時のそれよりも遙かに少ない實情にある。

これに對し我が國は戰時禁制品網を益々固くして、ドイツへの物資流入を防いでゐるのでドイツが萬策を盡してこれを回避せんとするもその効を奏せず、事實上戰時禁制品網によつて防止し得るドイツの金輸入は全く杜絕するに至つた。

ドイツの輸出も亦我が國の封鎖陣のため絶滅に瀕してゐる。さらに隣接國との通商により
ドイツがその求めんとする物資の補給を圖らんとしても、これらの國では充分の供給が得ら
れず、英國はその間に乘じてこれら中立國の市場に競爭を挑み、多數物資を購入して以つて
敵國への物資の途を絶ちつゝある次第である。

勿論英國としては中立國の通商の蒙るべき損害を最少限度とするため、最善の努力を拂ひ
つゝあり、これがため我が國はスエーデン、ベルギー、アイスランド、ノルウエー、デンマ
ーク、オランダを含む十四中立國と戰時通商協定を既に締結し、乃至は交渉中である。最後
に我々はドイツの經濟機構が全く破壞され、もはや戰爭繼續の努力をなし得ざる日が近いこ
とを期待するものである。』

クロス經濟戰爭相の演說は問題の現象的な提出としては多くの眞實を述べてゐるに拘らず、
その眞實の意味については全く明らかにするところがなかつた。

即ちドイツ國內における食料品、工業原材料などの需給緊迫は、一應承認されねばならない。
だが日常必需品の切符制による割當制度こそは、ドイツの經濟的戰備が完了せることの證明で

あり、求償貿易制度の徹底的な遂行こそ、再生產過程の一部門としての貿易が、高度に組織化され、經濟力の戰爭目的以外への一切の浪費が抑止されるための前提條件をなしてゐたのである。かゝるドイツ經濟の組織化の完了こそは、開戰六ケ月後にほかならぬロンドン・エコノミスト誌をして、イギリス經濟の組織力の缺乏を嘆ぜしめた原因であつたことは既に前述したところである。

翻つて中立諸國に對するイギリスの抱き込み工作は如何？　本年二月二十七日のイギリス下院は通商問題の論戰に集中され、クロス經濟戰爭相は「貴下の統率する者は經濟戰爭省であつて、經濟妥協省ではない」と毒づかれる有樣であり、クロス經濟戰爭相、ダンカン商相、サイモン藏相など經濟關係閣僚は防戰に大童となつた。中立國との通商交渉に關しクロス經濟戰爭相が行つた說明は次のごとくであつた。

『政府はこれら交渉相手國と、これら諸國の全貿易について協定を結ぶ方針である。第一の目的はこれら諸國への輸入貨物が國內消費用品であつて、ドイツへ再輸出されないとの保證を當該國政府から求めることである。イギリス政府は戰時禁制品取締法によつて或程度この

目的を達してはゐるが、さらにこれら諸國が法律を以て特定商品の輸出を禁止し、或は許可制を布くことによつて完全にこの目的を達し得るもので、中立諸國からこの保證を求めることはさして困難ではないと思つてゐる。

次にこれら中立國産品の交戰國その他向け輸出は、これら諸國の當然の權利であつて、またその經濟的存立の必要條件であるから輸入に對するやうな制限を加へる意見はない。併しこれら商品がドイツへ輸出されることは、出來るだけ減少せしめるやうにつとめてゐる。

最後に中立國が海外から原料品の供給を仰いで製品を輸出してゐるのを如何に取締るかの問題がある。これはきはめて厄介な問題であるが、政府は通商協定によつてこれら原料の輸入を全然阻止するか、或はドイツへ輸出不可能な程度の少量の原料輸入に止めるやう努力をしてゐる。而してこれらの戰時通商協定締結によつて、イギリスは敵國向け商品を取締る交戰權を些かでも弱める虞れのないことを確信する。』

我々は右の經濟戰爭相の演説によつて、却つて對中立國工作が、きはめて多くの困難に遭遇しつゝあることを看取し得るであらう。

若干の實例を拾つてみよう。

昨年六月イラク政府は英國の石油會社との間に三百萬磅のクレヂット設定交渉を遂げ、イラク政府は右のクレヂットにより英國商品を購入し、「交通機關及び國防の改善を圖る」ことにした旨が報道された。

七月十二日スタンレー英商相とチレア・ルーマニア公使は、イギリス商務省において、英羅借款協定の調印を完了した。利率年五分、償還期限二十ケ年、總額五百五十萬磅のクレヂットがルーマニアに提供され同時にルーマニア產小麥二十萬噸の購入契約が成立したのである。イギリス政府筋は右に關し「反侵略戰線の實力はこの協定の成立によつて一段と强化した。即ちルーマニアはこれによつて即時に軍需品並に重要航空機材を輸入し得ることゝならう。」と揚言した。

七月六日イギリス政府は總額六千萬磅に上る貿易保證法案を議會に提出、東南歐諸國への融資方針を決定したが、右法案の趣旨に基き、十二日貿易省はギリシヤ政府との間に二百四萬九百磅（輸出信用保證局が保證の形式）のクレヂット協定を締結した。

八月二日ポーランドに對し、英國品購入に充當すべき總額八百十六萬三千三百磅のクレヂット供與の協定に調印。但し當初傳へられた千五百萬磅乃至は千七百萬磅の約半額であり、資金の使途に關する英波間の意見の相違が交渉の遷延と金額の削減の原因であるといはれる。
十二月二十七日英瑞戰時通商協定成立。
一九四〇年一月八日、英佛土三國政府は相互援助條約に引續き、經濟、財政各般に亘る三國經濟協定の調印を行つた。
一月二十七日、ギリシヤ政府は從來外債利子の四割のみの支拂ひを履行し得たにすぎなかつたが、四月一日以降戰爭終了までの期間は四割三分の支拂ひでよいとの確約をイギリス政府から與へられた。
三月十一日、英諾戰時通商協定成立。
同　十二日、英丁戰時通商協定成立。
同　十九日、英西通商協定成立。イギリス政府はスペイン政府に對し、ポンド・ブロックを原産地とする原料品その他の物資購入資金として二百萬磅借款供與を行ふことになつた。尙、

同日別個の戰時通商協定の成立が發表されたが、右によればスペイン政府は特定の輸入商品の再輸出禁止の義務を負はされてゐる。

六月七日、英佛白三國金融經濟協定正式調印。協定の主要點は左の通り。

一、新協定は一九三九年十二月四日の英佛金融經濟協定にその基礎を置き、ベルギーを新たに英佛兩國間の金融經濟協力關係に包含する。

一、ポンド貨、フラン貨、ベルガ貨間における公定爲替比率を決定した。

一、英佛兩國はベルギーに對し、その要求するポンド貨若くはフラン貨を供給し、又ベルギーは英佛兩國に對しその要求するベルガ貨を供給する。

一、戰費は英佛兩國とベルギー間において公正なる比率により金貨若くは外國爲替を以て分擔する。

右の協定はドイツのベルギー占領に對する直接的な對策であり、ベルギー領土において英佛は「外貨」及び「金」を用意することとなしに、物資の買付けをなし得るわけである。

六月二十日、ブラジル銀行は英本國、エヂプト、イラク、カナダ、ニユー・フアウンドランド

とブラジル政府との通商協定の成立を發表した。右協定に基く取引は封鎖磅の現在相場四弗二仙半を以て行はれる。

六月十五日、英佛白三國金融協定と同樣の方式は、オランダとの間に延長され、十三日調印が終了せる旨發表された。

七月十六日ドウ・ジョーンズ通信は、イギリス政府と中立國主として中南米諸國との支拂ひ及び清算協定締結交渉が成功し、イギリスの清算協定は、殆ど全中立國との間に締結された旨を報道した。

だがドイツ通商政策は、英佛陣營躍起の活躍網を潜つて、猛烈に伸長を試みつゝあつた。

一九三九年三月二十三日ルーマニアとの通商協定が調印をみたのをはじめ、その後に成立した通商協定の相手國は左の通りである。

アルゼンチン(三月二十八日)、ボリヴィア・バーター協定(五月十日)、ソ聯(八月二十日)、エストニア(十月九日)、ブルガリア(一月十一日)、ユーゴースラヴィア(十月十七日)、同新協定(十一月二十九日)、ルーマニア油田購買協定(十二月二日)、ルーマニア追加通商協定

（十二月二十日）、デンマーク物資交換協定（十二月二十二日）、ルーマニア・クレヂット協定（一九四〇年一月五日）、ソ聯新協定（二月十二日）、イタリア（二月二十四日）、トルコ・バーター協定（三月三日）、對伊石炭輸送協定（三月十三日）、エストニア新協定（三月十三日）、ベルギー（四月十五日）、ルーマニア新協定（四月二十二日）、リトアニア（五月二日）、ユーゴースラヴイア新協定（五月三十日）、ハンガリア（七月二十日）、トルコ新協定（七月二十四日）スエーデン（八月十日）。

また支拂、清算協定は左の諸國と締結をみた。スロヴアキア（一九三九年三月二十五日）、スエーデン（十月二十四日）、オランダ（十二月二十二日）、ノルウエー（一九四〇年二月二十三日）、フインランド（三月十四日）、ルーマニア（四月二十日）、ギリシヤ（六月二十一日）。

對ルーマニア通商政策は、ドイツ通商政策の典型をなすものであるが、ドイツ工業製品および技術の輸入は、農業國にとつて、魅惑に充ちたものであつたことは確かである。しかし、ルーマニアの石油及び農産物に對するドイツのせつぱつまつた要求は、イタリアのバルカン政策

と呼應して、バルカン協商國の獨伊樞軸への牽制を成就せしめたのである。

イギリスのクレヂット政策は致命的な弱味を持つてゐた。世界屈指の大工業國たるドイツ工業製品を世界經濟から脱落せしめて、自國生産品を押しつけようとすることは、不可能に近い相談といはねばならない。イギリスの工業的能力は、相手國の希望を充足するには著しく低位にあつたのである。仲介業者であり、運送業者であり、金融業者ではあつても、生産者ではないイギリス經濟の世界的意味が、こゝにハツキリとその矛盾を曝露してくるのである。バルカン協商國に對するドイツの成功的通商政策は、ドイツの軍事的勢力に負ふところが多いとはいへ、ドイツ工業力が物を云つたことは認められねばならぬ。たとへば一九四〇年一月五日締結をみた獨羅融資協定は次のやうな內容を持つてゐた。ドイツは總額四千萬マルクの融資を行ひ、機關車百七十輛、貨車三千輛をルーマニアに送り、小麥及び石油の對獨輸送能力を高める。

イギリスはこれに反し、協定相手國に給付し得る物資の種類が相手國の希望との間に喰ひ違ひのあることを發見しなければならなかつたのである。

ソ聯及びイタリアは對獨物資輸入ルートとして、大きな役割を擔つた。これら兩國自身の對

獨物資供給能力は多くを望み得ない。だがソ聯經由のアメリカ合衆國物資の輸送は、アメリカ國内に紛爭を起す原因とさへなつてゐたのである。

本年二月十四日、ニューヨークの米ソ商業會議所は、ソ聯よりのドイツ向再輸出について左のやうな辯明的發表を行つた。

『ソ聯は一九三九年中に總計七千萬弗乃至七千五百萬弗の註文をアメリカに發したが、これは一九三八年度の六千五百萬弗、一九三七年度の四千三百萬弗に比し著しい增加である。而も一九三九年中の註文についてみれば、このうち五千六百萬弗は最後の四ケ月間に發せられ、二千百萬弗は十二月の分である。かくのごとく年末に至つてソ聯向輸出が增加してゐるため、ソ聯よりドイツ向の再輸出が行はれてゐるものとの觀測が行はれて居るが、米ソ商工會議所の調査ではかゝる事實はない。ソ聯の十二月中の買入れの大半は生產機械乃至は特殊の工作機械であり、又生產機械中の大部分は、ソ聯が目下計畫中の小型自動車製造用のものである。』

併し右のやうな辯明にも拘らずソ聯及びイタリアが對獨物資輸送の重要ルートとなりつゝあ

つたことは、すべての觀測の一致するところであり、イギリスが中立國よりのドイツ向再輸出に、いかに惱まされつゝあつたかは前記クロス經濟戰爭相の演說によつてあきらかであらう。

だがドイツは、ドイツ經濟を支へる二つの重要な支柱を喪失した。中南米及びアジア諸國がそれである。

たとへばドイツは獨亞バーター協定によつて、アルゼンチン產小麥十萬噸と引き換へに機關車六十六輛、貨車九百輛、寢臺車三十輛の引渡しを行ふ筈になつてゐたが、英海軍の封鎖によつて、引渡不能となり、一九三九年十一月つひに總額千四百五十萬ペソによるバーター契約を破棄し、積送り濟の小麥についてはブエノスアイレスにあるクレヂットを以て支拂ふことゝする旨をアルゼンチン政府に通告するに至つたのである。

恰も輸出入銀行を背景とするアメリカの對中南米抱き込み工作は、その手を伸し一九三九年九月の汎米會議による米洲中立宣言、十一月の汎米經濟會議による中央汎米銀行設立決定、本年六月の米洲貿易會社案の提唱など、中南米はアメリカ合衆國の勢力下に引き入れられようとする形勢をすらみせてゐる。アメリカ輸出入銀行を中心とする對中南米諸借欵供與は次のごと

き狀況にある。

アルゼンチン公債引受(一九三九年五月)、ニカラグア(五月)、パラグアイ(六月)、コロンビア(一九四〇年四月)、エクアドル(六月)、ブラジル(六月)、アルゼンチン(六月)。

併しながら中南米諸國とアメリカ合衆國との間に横はる經濟的ギヤップ、卽ち中南米諸國の主要輸出品がアメリカ合衆國にとつて、自國生產品と重複する事實は、對中南米工作の表見的な進行にも拘らず、アメリカ合衆國の意圖を成就せしめない重大な原因となつてゐる。米洲貿易會社案或は米洲カルテル案の足踏み、汎米會議の龍頭蛇尾的成果は、右の事實を證明するものといへよう。對歐貿易の杜絕によつて困難化しつゝある中南米諸國の經濟狀態に滿足な解答を與へ得ない限り、アメリカの對中南米工作には限界が劃されざるを得ないのである。

唯それにも拘らずドイツが中南米諸國との經濟的連繫を斷たれたことは、ドイツ經濟に重大な影響を持つことは否定し得ない。中南米諸國が自國の經濟矛盾激化のため反民主々義的傾向を增進しつゝあることは、ドイツの將來への賴みとするところであることは確かである。從つて、ドイツの對中南米政策は政治工作に重點を集中しつゝあるが、本年七月十一日、ハル米國

務長官が、新聞記者團との定例會見について、次のごとく毒舌を並べてゐるのは、ドイツの中南米政治工作の進捗の反證ともいへよう。

『ハヴァナ會議を前に、ドイツが南米諸國に對し或種の外交的壓力を加へてゐると傳へられるが、これは完全にその主權を尊重されて然るべき諸國民に對する一種の威嚇であると考へられる。いかなる國家といへども他國の主權又はその行動の自由を攻撃してよいといふ理論はない筈だ。』

中南米諸國がドイツに供給すべき農產物については、ドイツは東南歐諸國にそれを求めつゝある。然し乍らヨーロッパ全體が食糧を海外に仰ぎつゝあつた從來の狀態よりして、東南歐においてドイツが達成し得る經濟的果實は相對的なものに止まらざるを得ない。

この時、世界最大の天然資源の生產國たるアジア諸國が、ドイツにとつて、重要な問題として登場するのである。殊に、それら諸國が英米的勢力の影響下にあることは、イギリス對戰經濟力の源泉として重大な役割を演じつゝあることが注目されねばならない。こゝに東洋における唯一の實力的國家たる日本の役割が、ドイツ通商政策の視野の中に大きくクローズ・アップ

されてくる。アジアにおける日本の確固たる勢力と新秩序の建設こそが、ドイツの戦争目的完遂のための不可缺の條件となる。フンク獨經濟相、或はシヤハト博士の歐洲經濟新秩序案が、日本の新秩序建設を考慮に入れることなしに成立し得ないことは後述するところである。

イギリス經濟最大の支柱がインド及び南方諸國であり、アメリカ重工業にしてからがアジア太平洋圏なしに成立し得ないことをみよ。

まことにアジアを支配するものは世界を支配するのである。

III

ドイツの描く新秩序

一、廣域經濟のドイツ的計畫

本年四月上旬、ドイツ軍は疾風のごとく北歐を席捲し、五月上旬には忽ち矛を飜してフランドルに精鋭を集結して旬日の後これを制壓、直ちに北佛マヂノの堅壘に迫つて、六月二十二日つひにコンピエーヌの森に歷史的な獨佛休戰協定の調印が行はれるに至つた。

昨夏ポーランド進擊が開始されてから僅かに十ケ月足らずに過ぎない。ドイツはこの間自國戰備の卓越と經濟的强靱性を繰返し强調し、新秩序建設者としての確信を闡明したが、當の敵對者たる英佛はもとより、中立國においてもドイツの云ひ分は所詮例によつて例のごとき政治的プロパガンダにすぎないと多寡を括つてサロン的話題に供するのが常であつた。

一九三八年三月の獨墺合邦十月のズデーテン進駐、一九三九年三月のボヘミヤ・モラヴィア併合、同月のメーメル進駐等々、英佛が既に歐洲の決定的な勢力たる地位から滑り落ちようとしてゐる現實的な證明が、ドイツによつてなされてきたにも拘らず、一たび開戰となつた場合の

ドイツの戰備及び經濟力に關しては、人々は何ら知るところがなかつたか、乃至は完全な錯誤に陷つてしまつてゐたのである。だが今日面積五十三萬平方哩、人口一億八百萬人の支配者として、全歐の三分の一を掌握したドイツについて、人々は畏怖にすら近い眼を以てその行動を見まもりつゝある。

本年七月二十六日フンク獨經濟相は歐洲經濟新秩序の建設に關するドイツの構想を發表した。一年前ならばナチス的囈言としてまたもや民主々義國のサロンを賑したであらうこの提言は、世界の隅々にまで切實な問題として眞劍な論議の種を振り蒔いた。去年の三月ドイツのチエコ併合が報じられた時、ロンドンの「エコノミスト」誌は『ドイツは一日にして英國の一年分の軍擴事業を完成した』といいましがつて、チエンバレンをこきおろしてゐるが、その論法でゆけば、その後のドイツは十ケ月にして英國の五年分の軍擴事業を完成したといへよう。ドイツ國力のその現實的な擴大が、フンク聲明の一投石に劃期的な重要性を附與した原因なのである。

ドイツはなすだらう。そしてなし得るだらう。といふ考へ方が、いまやわけもなく世界中を

湧き立たせるのだ。

日本はドイツの歐洲經濟新秩序の成立以前に東亞經濟圏を確保して置かねばならぬ。

アメリカ合衆國は是が非でも米洲カルテル案を早急に實現させねばならぬ。等々。

ところでドイツの歐洲經濟新秩序計畫なるものは、北歐戰線終結に當つて突如として出現したものでは勿論ない。すでにナチス商業・貿易政策の發展を記述した際に觸れたやうに、ドイツを中心とする廣域經濟（グロスラウム・ヴィルトシャフト）の思想は、ナチス經濟計畫の根本的な基調をなしてゐるものであつた。したがつて今次歐洲大戰勃發前後から今日までに現はれたナチス代辯者達の提言をふりかへつてみることは、戰爭と共に益々熱情的になつてゆく廣域經濟への願望を理解し、且つフンク案成立の必然性を看取する上に役立つであらう。

前ドイツ經濟相シヤハト博士は、一九三九年五月下旬から上旬にかけて印度各地を巡歷したが、右のシヤハト博士の訪印に關するパリの消息通の意見として、同盟通信パリ特派員は次のやうに報じてゐる。

「目下印度訪問中のシヤハト博士は、マドラス市における演説中ヒンヅー教徒に對する同情

を表明し、ドイツは印度産業の近代化のため援助を惜まぬ旨を述べた。シヤハト博士今回の訪印の目的はバルカン、近東地方を含む一大經濟圈の確立に關聯して居るものとみられる。ドイツはすでにテヘラン近郊の鐵鑛採掘權を獲得、さらに目下ドイツ資本により數ケ所の發電所をイランに建設中で、またカスピ海沿岸で海軍造船所および乾船渠も建設中である。』

ドイツがその廣域經濟の東洋における據點として印度を目標とすることは、かのカイゼル以來の傳統的對外發展策を繼承するものであるとはいへ、その政治的・經濟的な計畫性と理念においては從來と全くその趣を異にするものがある。即ち一九三九年九月十八日ドイツ宣傳省は印度人をして次のやうな「印度獨立」の放送を行はせたが、民主々義的植民地體制に對する激しい憎惡と植民地解放の上に立つ新らしい經濟構造に對するナチスの確信が、百%の正確さを以てイギリスの心臟部を狙つてゐるのである。

『英國は印度三億の民衆の自由を奪ひ、これを搾取して今日の富裕な生活を享樂してゐる。印度人に政治上の自由を與へると稱する印度議會のごときは、單なる欺瞞に過ぎない。我々印度人は今日の歐洲危機を利用して、最後の英國人が印度を去る迄、印度の自由と獨立のた

めに戰はねばならぬ。』

廣域經濟におけるナチス的新秩序に對する確信は、イギリスの通商政策を攻擊する時に明瞭に披瀝されてゐる。一九三九年七月十九日のドイツ外務省機關「外交通信」は大要左のやうな對英攻擊論を述べた。

『英國が聯合國並に被保障國を英國の援助體制に引き入れるために費消した金額は莫大なものだが、かゝる手段はオツタワ協定に比すべきものであり、英國はこのやうな計畫に出ることによつて一般英國市場を疎隔せしめ、その結果はフインランド、デンマークなどの顧客を失ふに至ることがわかつてゐる筈である。現にこれら諸國は事前に英國に對しこの旨を警告してゐたのである。

一方英國から武器、借款を受け、而も從前ドイツとの經濟關係が順調であつた國は、自國が英國の希望に應ずることによつて何を失ふかといふことを銘記せねばならぬ。大戰後、特に大ドイツ創立以來ドイツは農業品については東南歐隨一の顧客となつたが、バーター制度の採用によつて、ドイツは東南歐と經濟關係を、世界市場の危機並に資本家の策謀から全く

超然たり得る基礎の上に置いたのである。工業國ドイツと農業國東南歐諸國間の健全な經濟提携は何人に對しても敵對するものではない。併しもしドイツが東南歐を自國の優先的市場と見做すとすれば、ドイツはこの市場の安定を保ち且つこの點に關し明かに干渉する權利がある。特に英國がドイツと東南歐との通商關係を妨碍し、ドイツが東南歐から原料品並に食料品の供給を受けることを阻止せんとしてゐる以上愈々かゝる權利が必要なわけである。」

卽ちイギリス通商政策が、曾て世界恐慌から身を以て逃れんとしたオッタワ協定に現はれた民主々義的功利主義の擴大によつて、ドイツの進出を阻止せんとする時には、イギリスは一面において殘餘の自國市場の離反を防ぎ得ないのみか、經濟的に共通の利益を背景として構築されたドイツ廣域經濟圏攪亂のための莫大な失費を代償として支拂はざるを得ないことを說き、且つかゝるイギリス的方式に對するドイツの發言權を留保してゐるのである。

通商政策の英米的方式は、ナチス貿易政策の發展を敍述する際に指摘したやうに、全く非計畫的な十九世紀的金權政策を一歩も出ない。その巨大な金融資本に物を云はせ、いはゆる國際通貨たるポンドやドルのクレヂットを設立することによつて、弱小諸國が特定の一國と、乃至

はそれら相互間に緊密な經濟的聯繫を結ぶことを阻止しようとするのだ。緊密な經濟的聯繫はやがて政治的結合への階程となることを懼れるからである。ポンド・クレヂットの設立は色々た意味でイギリスのために貢獻するところが多い。被信用國はそのポンド勘定を以てイギリス商品を買ふであらうし、またイギリス商品以外のものを買ふとしてもポンドを媒介とする以上取引國相互間の特殊な關係の成立の可能性は著しく少ない。而もいづれにせよ被信用國のイギリスへの隷屬關係が深まるであらうことは間違ひがないのである。

だがイギリスは少なくとも二つの點で誤謬を犯してゐた。第一にイギリスは屢々被信用國に對する直接の物資供給者として立ち得ない場面に突當らざるを得ない。イギリスの工業力は多くの場合農業國である被信用國の必要とする重化學工業品の供給に堪へ得ないし、またこれら農業國の工業的發展はイギリス的世界秩序維持のためには寧ろ抑止さるべきものですらあつたのだ。そこでイギリスは相手の餘り欲しがらないものを押し賣りするか、或は債權者となることに滿足してポンドの自由行使を許容するかの二途を擇ばねばならないのである。押し賣りは多くの場合に相手にとつては有難迷惑以上のものではないし、單なる債權者となることは自國

の欲する部門に對する購買力を發生せしめ得ない上に、貸した金の有難味を半減せしめることにならうといふものだ。かくてクレヂットの效果はイギリスにとつて、拂ふ犧牲の大さに比して必ずしも多くを期待し得るものではないのである。

第二にクレヂットの自由處分を許したらどうなるか。被信用國はたとへば日本から安い綿製品を仕入れるだらう。日本は受けとつたポンド資金を以て蘭印から石油を買ふだらう。蘭印はドイツから石油精製用機械を買ひ、ドイツは印度からジュートを買ふとすれば、これら一聯の現象は、イギリスにとつて寧ろ好ましからぬ事態の發生を意味する。この故にこそ英米のクレヂット政策はその政治的役割と經濟的機能との矛盾によつて多くの効果を期待し得ず、而も尙且敢てその方式を擴大するほかはない點に、英米的自由通商主義の深刻な矛盾があつたのである。

一九四〇年七月下旬、サンフランシスコで開催された全米貿易業者大會の席上、アメリカン・アンド・フオレン・パワー・カムパニーの副社長ゼームス・カルソン他數名の代表者がバーター制による對南米貿易の採用を提案したに對し、七月三十一日ルーズヴェルト大統領が『アメリ

カの外國貿易に對して全體主義的統制を加へて、しかもアメリカ國内經濟の全體主義への轉化を避け得るとなすのは素朴な考へ方である。』旨のメッセージを發送したのは、理論的にいつて全く正しく、その故にまた民主々義國家の本質的な矛盾を曝露してゐることに注意さるべきであらう。クレヂット政策はイギリスの場合にはその工業的諸條件のために、授與者と被授與者との合理的な提携の基礎となり得ない事情があつたが、その本質的な缺陷は、寧ろアメリカ合衆國の如き重化學工業國においてすらなほ獨伊樞軸の進出の前に脅威を感ぜざるを得ない點にあり、玆に我々は經濟的新秩序の建設における民主々義國家の非合理性と無能力のひとつの證明を發見する。

すでに一九三九年八月二十日、第二十八回東プロシヤ大博覽會の發會式席上、政府代表ランドフリード氏はドイツ對外通商の目標と構造に言及して次のごとく述べてゐる。

『わが國はいまやルーマニヤ及び日本と通商協定を締結するに至つた。その目的は相互間の福祉を增進せんとする經濟保障的性質のものである。

余はこの際昨年の對ポーランド通商協定を想起せざるを得ない。右協定を以て我が國はポ

ーランドの困窮せる農民の經濟狀態を改善し得ると信じたのである。

ドイツは世界通商問題に充分の經驗ありと自負する諸外國が、好んで爲すところの政治的性質を帶びるクレヂットを好まない。ドイツはこのクレヂットが自然的に發展すべき通商關係を助長するどころか、寧ろ破壞するものであると考へ、これを敵視するものである。

通商は組織の異れる政府又は經濟組織間においても熱意さへあれば成立するもので、我が通商貿易を政治的にもイデオロギー的にも敵視してゐる米國とさへ可能と考へられる。然るにドイツの軍備を撤廢せよ。然らば米國製品を安價に提供するといふがごときは、ヒットラー總統を頭に戴き、强固なる結合を有する我がドイツの安全感と商業的取引とを混合するものであつて、眞に唾棄すべきものである。

ドイツは何等クレヂットを欲しない。米國のダンピング製品も要らない。我がドイツの眞に慾究して止まぬところのものは、正當なる基礎の上に立つ商品の交換である。』

この演說の後旬日にして「ポーランドの困窮せる農民」はユダヤ人ベック外相を操るイギリスの傀儡となつて、雲霞のごときドイツ機械化部隊の前に押しやられてしまつた。越えて一九

四〇年一月三日、フンク獨經濟相はザルツブルグにおいてドイツの經濟政策に關する一場の演説を試み、英國の戰爭目的が經濟的獨占の維持以外に何ものもないことを强調したのである。

『英國は新生國家のイデオロギー破壞を目的とし、ドイツ國家の再組織と、ドイツがドイツの勤勞者に與へた社會的成果を根抵から覆さんとしてゐる。英國は今回の戰爭において勤勞階級の文化的生活享受を阻止せんとしてゐるのである。

英國は中立諸國を自國の利益のためにその桎梏下に引き入れんとしてゐるが、英國が主要原料物資の獨占的地位維持を目指してゐることは明らかであり、英國が戰後に目的とするところも、中立國の犧牲における獨占なのである。

然るにドイツと中立諸國との關係は、英國の對戰原則とは全く反對で、相互理解に對する眞摯な意圖に充ちて居り、したがつてドイツの對外貿易は益々擴大してゆく一方である。豐富な自然的寳庫を有するソ聯のみならず、全アジア大陸の諸國は購買者として、また供給者として漸次ドイツに接近し來つたのだ。

英國がドイツを包圍することによつて、戰ひを遂行する方法は、今回は斷じて希望通りに

は實現し得ない。刄の毀れた鋏を以つてしては、如何なる熟練した裁縫師も良く仕事を爲し得まい。』

クレヂットの政治的性格を強く排撃したドイツ通商政策が、實はもつと強く政治的性格を帶びたものであつたことはひとつの皮肉であらう。だが世界史の今日の段階で　政治から切り離された經濟などゝいふものは現實に在ると考へる方が間違ひである。問題は寧ろその政治的性格の如何にあることはいふまでもないところであらう。東南歐、中南米、さらにアジア諸國を結ぶ廣域經濟に對する徹底的な研究と實現のための努力こそ今次歐洲大戰におけるドイツ完勝の經濟的背景であつた。ドイツ經濟を根こそぎにしようとしたイギリス經濟謀略は、戰前既に周到なる計畫によつて網の目のごとく張りめぐらされてゐたドイツ通商組織とその基礎の上に立つ新らしい廣域經濟の方法論的完成のために、片刄を痛めた鋏とならざるを得なかつたのである。

ナチスのバーター貿易が、單に金のない「持たざる國」の質屋通ひ式な急場逃れ位にしか考へなかつたところに、民主々義諸國のブルヂョア的サロンの致命的な誤算があつた。よしんば

バーター制の採用が、金と外貨に乏しいドイツの苦しまぎれの對策であつたとしても、出發點の主觀的な性質はその發展の客觀的な役割に些かの關係もないことが明瞭に認識されねばならぬ。即ちドイツはこれによつて自國の生產し得ないものやあらゆる商品の生產能力の詳細且つ正確な狀態を知り、且ついかなる國といかなる具體的な關係を以て結合し得るかを眞劍に檢討する機會を與へられたのである。このことはゾンバルトのいはゆる「個人經濟における計畫性と綜合經濟としての國民經濟の無計畫性との衝突」を本質とする資本主義的な生產と消費の終局を必須の條件とするに至ることは明白であらう。

ドイツ經濟は組織されねばならぬ。ドイツ通商貿易は組織されねばならぬ。而してそのことはやがて相手國の國民經濟の組織化に反映せざるを得ない。核心となるドイツ經濟の强大となるに從ひ、またドイツ經濟との聯繫の密となるに從ひその可能性は益々昂まる。

ドイツ通商組織を攪亂すべき民主々義國の策動は、その効果が大きければ大きい丈、ドイツと民主々義國との決定的な對立の溝を掘下げてゆくことになる。戰爭は不可避であり、しかも戰爭によるドイツの直接的支配圈の擴大は、ドイツ的經濟組織がより廣い地域においてより高

度に成就されることを意味するのは當然である。ドイツを中心とする廣域經濟の核心的經濟力は戰果の擴大每に飛躍的に增大する。そのことはまたドイツ經濟の影響力を擴大する。ポーランド、デンマーク、ノルウエー、オランダ、ベルギー、北佛とドイツ勢力の伸長に伴つて、全歐が、否全世界がドイツの「歐洲經濟新秩序論」を無視し得なくなるのは必然の勢である。こゝでドイツ占領地域の經濟的諸條件を檢討すべき順序に到達するわけである。

二、第二次大戰と經濟基底の擴充

「ロー・マテリアルズ」によればドイツ戰前の食料及び原料の自給能力は大體次のごとくであつた。（オーストリー及びチエコを含む大ドイツ）

小麥	一部不足	モリブデン	大部不足
米	大部不足	アンチモニー	一部不足

玉蜀黍	同右
馬鈴薯	自給可能
肉	一部不足
油脂	一部不足
砂糖	輸出餘力
珈琲	大部不足
煙草	同右
加里	輸出餘力
銅	同右
鉛	一部不足
亞鉛	同右
錫	大部不足
ニッケル	同右
ボーキサイト	同右
水銀	大部不足
石炭	輸出餘力
石油	大部不足
マグネサイト	輸出餘力
石綿	大部不足
硫黄又は黄鐵鑛	同右
燐鑛	同右
鐵	同右
ゴム	大部不足
棉花	同右
羊毛	同右
生糸	同右
亞麻	同右
黄麻	同右

滿俺	一部不足	大麻	大部不足
タングステン	大部不足	マニラ麻	同右
クローム	同右	シサル麻	同右
バナヂウム	同右	木材	一部不足

ポーランドの占領がドイツ經濟になした最大の寄與は勞働力であつたといはれてゐる。即ち從來毎年約二千のポーランド勞働者が季節的にドイツに出稼ぎをしてゐたが、ドイツはクラカウ地方における過少農制の下にある農民および未だその工業能力の四分の一しか操業してゐなかつたワルソーの人口等を有利に動員することができた。

占領直後ドイツは多數のポーランド勞働者を徴發し、これを本國に輸送して甜菜の收獲に從事せしめることゝしたが、ドイツ軍當局はポーランド國內三十箇所にポーランド勞働者募集本部を設け、ドイツへの勞働輸入を計畫したのである。かくて約百萬のポーランド人が勞働者としてドイツに送られ、また三十萬のポーランド捕虜もドイツの工場に働いてゐるといはれるが

一九三九年十一月十七日フランク・ポーランド總督は法令を發してドイツ軍占領地域內の全ポーランド住民に對し、義務勞働制を課する旨を發表した。

ポーランド自體の生產力は、直ちにドイツ經濟に寄與するところは多くない。石炭、亞鉛及び亞麻、大麻等は自國消費を差し引いて尙可成りの輸出能力があり、殊にシレヂア地方の石炭亞鉛は有望である。併しながら生產技術や生產設備の低位のため、前大戰による工業生產力の荒廢が、漸く一九三七、八年に至つて回復された事情や、農民の貧困と無智に原因する土地生產力の低位は、ドイツ經濟にとつて多くのプラスを加へ得ない狀態にあつた。

だがそれにも拘らず次のごときポーランド生產力がドイツの支配に歸した事實は到底無視することが出きない。ポーランド政府の調査によれば重要鑛資源の埋藏量は石炭六一九萬トン、岩鹽及び海鹽五九億トン、加里鹽四五千萬トン、鐵鑛一六五百萬トン、鉛及び亞鉛鑛三三〇萬トン、に達してゐる。貧弱なポーランドの技術を以てしても一九三六年度の產額は次のごとくである。（單位千トン）

石炭	二九、七四七	岩鹽及海鹽	四六七
加里鹽	四三四	鐵鑛	四六九
屑鐵	五八四	鋼	一、一五四
セメント	一、〇四八	亞鉛	九三

石炭は世界第七位、加里鹽世界第三位、亞鉛世界第四位の生產額を占めてゐたのである。更に年產織布一三萬四千トンのロッヅ、クラカウの紡績業、年產三千萬トンのクラカウ、シレジア地方の化學工業、殊にポーランド政府が一九三六年三億ヅロチーを投じて建設中であつた南方サンドミエルヅの大重工業地帶はドイツの掌握するところとなつた。

ドイツの組織的な經濟開發は、ポーランド產業の弱點を克服して急速な發展を齎し得るであらう。

ドイツは七十萬ヘクタールの耕地改良四ケ年計畫を樹立し、二億四千萬ヅロチーの豫算を組んだ。このため二十七のポーランド官吏より成る水利管理組合が結成され、十二のドイツ官吏

より成る水利管理監督官廳によつて指導されることになつた。全費用五千五百萬ヅロチー、一九四二年に完成豫定のロズノブ及びシシオブ堰堤は二十萬ヘクタールの耕地に收益を保證し、クラカウ—サンデイミンツ間の電力供給を増加し、早くもポーランド農業躍進の第一歩を踏み出す筈である。

ポーランド四ケ年計畫遂行のためクラカウに設けられたクラカウ特別出張所は、統制原則、金融、農業に關する指導を行ひ、馬鈴薯種油の增產に努力を傾注しつゝある。

左記五つの重要原料を管理し、生產、配給、消費、在庫及び販賣を取扱ふための管理部が設けられた。

一、鐵鋼管理部（本年一月上旬）
二、石炭管理部（同　二月下旬）
三、金屬管理部（同　右　）
四、皮革及び毛皮管理部（同　三月下旬）

ドイツの東部商業開發のため、新たにハンデルスアウフバウ・オスト（東方通商開發）會社

が設立され、東部地方における商業發展に適當なる商社及び人物の調査、商社の新設、或は營業中の商社に對する監理人の派遣、東部地方と通商關係を有する事業に對する助言など、商業の組織化に重要な役割を演ずることになつた。（同社はダンチヒ、ポーゼン、カドヴィッツに支社を有する）

次に東プロシヤとドイツ本土を繋ぐべきドイツ多年の懸案たる自動車道路は一九三九年九月十八日早くもダンチヒのラングフアールにおいて初鍬式が擧げられたが、石炭、鐵鑛、木材輸送のためのクデニア、工業製品輸送のためのダンチヒのバルチック二港の開發、バルチック海、と黑海を結ぶドニエプルーウイスツラ運河計畫もいまや着手されんとし、ドイツ廣域經濟完成のための交通、運輸上のポーランドの重要性は注目すべきものがあることは忘れてはならない。

デンマーク農業は、ドイツ食糧經濟に輝しい成果を齎した。一九三八年度のデンマークの對獨食糧輸出狀況は左のごとくであり、ドイツ食糧經濟のデンマーク依存は決定的なものであつた。

	トン數	ドイツ全輸入額中に占める割合(%)
牛	一七四、四〇〇	六四・五
バター	三六、五一三	三九・五
馬	七、五八五	三八・四
獣脂	一一、五八八	二七・六
家畜製食料品	一一二、五〇四	二四・〇
豚	四、七三五	一九・四
チーズ	一一四、三四四	一四・六
肉類	八、〇一一	一〇・四

デンマークを保護下に置くことによつて、ドイツはデンマークの酪農業を手中に掌握した。そのことは酪農製品の不足からドイツを解放すると同時に、イギリス食糧經濟を恐怖的狀態に陥れることになつた。一九三九年度に八、二五七萬クローネに達したデンマークからのイギリ

ス食料品の輸入はパッタリと止まつたのである。一方ドイツ通商使節團はデンマーク代表との協議の結果、四月二十四日冷凍倉庫に貯藏中のイギリス向肉類、バター、鷄卵等約四千萬クローネの供給協定を結んだ。

尤もデンマーク酪農業の支柱たる家畜飼料の輸入杜絶問題は、深刻な問題を提供した。夏草と貯藏飼料が當分の間需要を支へるとしても今秋以後の不足を解決し得る手段にはいまのところ到達して居ない。デンマーク農民は九月總數五百二十萬頭のうち百五十萬頭の豚を屠殺せんとし、又鷄の三分一を處分して鷄卵の過剩生産を抑制せんとしてゐる。

さらにデンマークが諸外國に仰いでゐた穀物の供給もまた重大な問題となりつゝある。ルーマニア、ハンガリー、ユーゴースラヴィア、ブルガリアの小麥生産高の激減と歐洲諸國の小麥輸入難が、全歐洲に食糧危機を招來しやうとしてゐることは、いまや食糧問題がひとりデンマークのみの問題ではないことを物語つてゐるが、ドイツ廣域經濟計畫が、このやうな問題をいかに處理し得るかは、まことに興味ある問題といへよう。我々はいまの場合、唯ドイツの歐洲經濟新秩序計畫が「自給自足」を標識とし得ない現實的な理由を、全歐洲の農業生産力のなかに

發見し得ることを示唆するに止めよう。

とに角ドイツ及びイタリーに關する限り、穀物の貯藏量は優に今多の食糧供給を賄ふに足るものと信じられて居り、デンマーク酪農製品が、さらに豐富な食糧經濟をドイツに約束したことは注目されねばならない。のみならずコペンハーゲンに設置されたドイツ勞働局は多數のデンマーク勞働者を本國に輸送することに成功したのである。

包藏水力一、二〇〇萬馬力、利用水力二四〇萬馬力のノールウエー水力發電は、ラムスダレン及びドンバスの南にある八〇％がドイツ軍の支配下に入つた。さらに各々二萬五千キロワットの能力を持つ五つの新發電所が計畫されその一部は南ノルウエーからデンマークをへて北ドイツへ送電されることになつてゐる。

三十四萬八千キロワットの出力を有する六の發電所を有し、ノルウエー最大の電力生産者たると同時に窒素製造會社たるノルスク・ヒドロはドイツの監理下に操業を開始した。

百萬トンの鐵鋼及び肥料、爆藥の化學製品、海産物がドイツの手に歸した。

ナルヴイク海港の確保及びスエーデンに對する影響力の增大は、スエーデン經濟のドイツへ

くである。就中年九百萬トンの鐵鑛は北歐戰最大の收獲となつたことは周知のごとくである。

オランダ酪農業と年六十萬トンのオランダ造船業は、ドイツ經濟に新らしいプラスを加へた。五月二十三日ドイツ政府經濟顧問ウオルタート氏はオランダ銀行最高管理委員に就任し、一方對蘭印無線通信の復活により對蘭印商取引が開始され、金融、商業機構の整備が進行しはじめた。ドイツ國委員ザイス・インクワルト氏は五月二十九日白蘭方面軍總司令官フアルケンハウゼン將軍から占領地行政權を委讓されたが、インクワルト氏のブレーンの一人、フイッシユパッヘ博士の報告に從へば、二十九萬五千人の失業者に對し、一方では解雇を禁じ、他方オランダ國內で職業を見出し得ない者はドイツに送り、短時日の間に失業問題を解決し得る見込みである。

ライン地塊の西北部に屬するアルダンヌ高原の鐵、石炭、ムブル・マース谿谷、殊にシヤールロワ、ナミユール、リエージユを中心とする鐵鋼業、リエージユの精密機械はドイツがベルギーから得た最大の收獲であつた。

埋藏量約四十一億トン、年生産高三千乃至四千萬トンに達する歐洲最大のロレーヌ鑛床は、フランス鐵鑛石生産高の九〇%强、鑛生産高の七〇%弱を供給する。またリール、アンザン、ドナンを中心とする埋藏量一八〇億トン、年產出額三千萬トン弱の炭礦資源はフランス石炭生產高の六〇%を占め、また同地方はフランス全生產高の一三%乃至一四%の銑鐵、一八%强の鋼の生產をする。

ロレーヌ及びリール地方の型鋼、レール、線材、自動車、機關車工業等は、中部クルーゾーのシュナイダー工場を中心とする軍需工業と共に、フランス重工業の心臟をなしてゐた。いまやこれらの重工業は擧げてドイツ軍の管理下に歸したのである。年生產高四萬五千三百トンのアルミニウムもまたドイツの支配するところとなつたのだ。

今次歐洲大戰一ケ年の成果たるドイツ占領地域に關しては、占領地總督、軍政長官、民政長官等の手によつて急速に經濟計畫が樹立され、實現されつゝある。ポーランド進入の機械化部隊に直ちに續行して紙幣輪轉機を積載したトラックが疾走するのを、外國人從軍記者は驚嘆の眼を以て眺めた。ドイツの戰爭計畫が、經濟計畫との緊密不可分の關係において進められつゝ

あることは毛早疑ひがないところである。

占領地における新らしい幣制の確立、重要物資配給組織および物價抑制措置の急速な樹立、勞働と生產の組織化。それらすべてのドイツ的な經濟新秩序計畫は、歐洲經濟新秩序計畫の先驅的實例を提供しつゝある。

今日尙ドイツ經濟は、その直接的な支配地域において滿足すべき自給的體系を成就してゐない。冒頭に列擧した重要物資のうち、安定した需給を豫想し得るに至つたものは、鐵鋼、亞鉛ボーキサイト、煙草等々の若干の物資に過ぎない。しかしながら我々が注目すべき問題は、原料資源の對外依存度の廣汎な存續にも拘らず、總體としての巨大な生產力を把握したドイツ經濟力は、旣に全歐洲經濟の支配權を獲得したといふ事實である。何故ならば經濟關係が常に双務的なものである限り、原料資源の供給者は最大の需要者の意思を尊重せざるを得ないからである。のみならず、占領地における貯藏物資は直ちにドイツ戰備の擴充を可能ならしめ、ドイツの耐戰能力は飛躍的に增强される結果になつた。そのため歐洲諸國がドイツから受くべき軍事的壓力は曾てその比をみない程度に達してゐるのである。

かくしてドイツの歐洲經濟新秩序案は現實にその地盤を持ちはじめてゐる。我々はいまやドイツの提案の内容を吟味しなければならぬ。

三　歐洲經濟新秩序の展望

七月二十六日フンク獨經濟相は、かの世界に衝動を與へた歐洲經濟新秩序案を發表したが、我々はその檢討に入る前に、フンク聲明を繞る客觀的な條件を吟味してみよう。

六月二十日の同盟ジュネーヴ電報は既に全歐アウタルキー經濟の可能性について、次のやうな消息を傳へてゐる。

「獨軍の壓倒的勝利と共に、スイス國民は歐洲が既に獨伊樞軸のヘゲモニー下にある事實に直面するに至り、スイス市民の間に歐洲諸國は全體主義的政策によつてアウタルキー經濟の基礎の上に再組織されるのではないかといふ觀念が擴まりつゝある。卽ちこの計畫の下においては歐洲の全經濟資源は共同管理化に置かれ、あらゆる國家の勞働生產、消費機構は合理

化され、嚴格な統制下に置かれる。

この歐洲經濟ブロック制を實施するために、從來自由經濟に育まれてきた諸國民は、全體主義的政治訓練を受けねばならない。この經濟共同體の結成は、一方において英國海外植民地並に米國において將來採用されることあるべき經濟ブロックに正面衝突するか、又他方において全體主義國家の國民と歐洲の舊民主々義國家の國民との生活水準を平等化するものである。』

玆にはナチス計畫經濟體制の全歐諸國への普遍化が必然の道程として、國際聯盟の本場スイスにおいて輿論となりつゝあることが、示されてゐるが、七月九日ナチスの理論的指導者ローゼンベルグ博士は內外記者團に對し、「北歐運命協同體」と題する講演を行ひ、北歐のゲルマン諸民族はドイツを中心とする協同體を形成すべき運命にあることを强調し、從來のスローガンたる「一民族一指導者」の發展的修正を意味するものとして注目を惹いた。その演說要旨は次のごとくであつた。

『北歐のゲルマン民族は打つて一丸となつて、政治經濟的共同戰線を形成すべき必然的の運

命の下に置かれてゐる。これら諸民族の利益實現は、全歐洲大陸の全體的强化を齎らすのである。かく北歐地域の各民族が大ドイツ的結合を遂げることは、歐洲最大の革命ともいふべく、我々は一千年の後、いまやはじめて全ゲルマン地域が、一個の共通の運命の下に立ち、我がインドゲルマン民族發祥地の防禦に當らんとしてゐる事實を銘記せねばならない。』

七月七日ヒトラー總統とチアノ伊外相とはウイルヘルム街總統官邸で重要會談を遂げたが、同日さらに、チアノ、リッベントロップ兩外相間に重要懇談が行はれた。八日のヂョルナーレディタリア紙は右會談の目的は歐洲新秩序の建設問題に關するものであるとして、次のやうな論說を揭載してゐる。

『ナチオナール・ツアイトング紙の論評によれば、ヒトラー、チアノ會談の目的は、英國の優越權とフランスの霸權から解放された歐洲新秩序の建設に在るが、かゝる新秩序建設の事業はいまや顯著となつた。

戰爭の主なる段階は旣に獨伊側の勝利に歸し、いまや最後の段階が殘つてゐるに過ぎない。英國は完全な孤立の窮地に在り、歐洲新秩序はまさに發足せんとしてゐる。而してソ聯

ることは論を俟たない。

の進出により、再び注目を浴びるに至つた東南歐問題も新秩序問題のなかに包含されてゐる

舊大陸の再編成および、バルカンに關するあらゆる問題の解決は、獨伊兩國の手によつて

爲されるべきである。チアノ、リッペントロップ會談は將來に備へて、これら諸問題並に歐

洲大陸再編成問題につき愼重なる檢討を加へるのが目的なのである。』

七月十三日及び十四日のベルリナー・ベルゼンツアイトング紙は、ドイツ著名の外交記者カ

ル・メゲルレ氏の新生ヨーロッパに關する論說を揭載した。メゲルレ氏は獨伊の指導的勢力

および弱小國家の獨伊支配下への移行をひとつの經濟的な必然として論證し、新生ヨーロッパ

におけるドイツ經濟組織の普遍化を強調して大要次のごとく述べてゐる。ローゼンベルグ博士

の北歐運命共同體の概念は、メゲルレ氏によつて全歐に擴大され、且つより率直な、より具體

的な展開を示したのである。

『近代交通及近代經濟の時代、特に近代戰術と作戰の時代において、歐洲が從來のやうに、

多數の生活不能の單位に分裂の儘乃至は敵味方分裂された儘、自殺的戰爭に自力を費して世

界における自己の地位を失ふにしては餘りにも小に過ぎることは、何人に限らず痛感するところである。かゝる認識が歐洲の團結、即ち經濟的、交通地理的大領域の達成への努力として現はれた。群小經濟及び交通單位への分裂は、既に時代遲れで、民族發展と一般福祉の進展を阻害し、他大陸への依存はその生存上致命的に危險なことを實證するに至つたのである。

弱小國家群は、强大國の統率と保護に自らを委ねても、何ら弱小國家の名譽を傷つけるものではないといふ原則を認める必要がある。歐洲の再建と指導に獨伊兩國が適任であることは、今日では誰一人否定するものはない。ドイツは歐洲に平和を齎し、歐洲地域外よりの攻擊に對し、また歐洲の內部係爭に對し、さらにまた外部からの經濟的重壓に對し、治安と保護を齎すものである。

ドイツは歐洲に對して新しき經濟觀念と實地の試練に耐へて來た經濟組織を提供しようとしてゐるのだ。その經濟組織とはほかでもない。より確實な販路。適正な價格、不動の通貨規準、經濟危機に對する安定性並に超資本主義的權力なるがため何れの國家もが營み得る自

由の通商手段の謂である。

この共同的經濟生活へは、國の大小、資本の多寡、重農、重工の區別を問はず、何れの國家と雖も同權の原則により參加し得るものである。何故ならばこの組織は、勞働、能力及び生産の基礎に基く組織で、金及び資本の偶發的所有が基底を成してゐるものではないからである。

ドイツは他の民族に對して、自國の社會的秩序乃至はその世界觀を押賣りするやうな、意圖は毛頭有してゐない、とはいへドイツはその新に獲得せる社會的價値が、その內容から見ても超國家的重要性を帶びてゐると同時に、二十世紀の要望に合致せるものがあることを確く信じて疑はない。

政治的、地理的に小さく區切つた地域では、折角の才幹も持腐れといつた形なのに反してこの大領域においては少數民族に對してまで、その文化的、經濟的、人間的素質を全的に發動せしめる機會を有する。』

カル・メゲルレ氏の右のごとき揚言は、北歐及びフランドルの占領地域及びドイツ勢力下の

東南歐諸國の現狀に立脚して、その現實性を主張し得るものがあつた。卽ち七月二十二日の同盟ベルリン電は、歐洲經濟再編成過程の進行について、左のやうな報道を齎してゐる。

「歐洲經濟の再編成は急速なテンポを以て遂行されつゝあり、新通商協定締結のため東南歐洲各國よりの代表は、昨今陸續ドイツを訪問、ベルリンは宛然ドイツ統制下の歐大陸における經濟的商業的首都の感を呈してゐる。

歐洲諸國の世界市場からの孤立は、經濟的覇權確立に重要な氣運を提供するもので、最近のハンガリーとの協定は、同國の輸出貿易の三分の一をドイツに提供せしめたが、スエーデンのパルプ及び紙類、ノルウエーの魚類、デンマークの肉類等も、いまは殆ど擧げて對獨輸出に轉向された。

一方これと並行して、其他各國の農業生產機構を再組織し、ドイツの高度計畫經濟に步調を合せんとする工作も着々進行、又ルーマニアの石油、ユーゴースラヴイアの非鐵金屬、フインランドのニッケル鑛業等から英佛資本を驅逐する計畫も次第に具體化して居り、さらにドイツの經濟政策はスペインの豐富な鑛山資源に着目、フランス國內鐵道の修復を急いで、

對獨供給路を拓くべく努めてゐるが、戰爭の最終結果が如何やうにあらうとも、歐洲大陸を打つて一丸とする經濟ブロックの形成が進行しつゝある狀態である。」

ドイツの政治的指導者達は、このやうな現實的な動向に對し、何らかの意思表示を行つて、歐洲經濟の針路に對するドイツの責任ある計畫を表示する必要があつた。かねてゲーリング元師の囑託によつて、ドイツ及びヨーロッパ經濟の再建に關する包括的計畫の立案に當つてゐたフンク經濟相は、つひに七月二十六日内外新聞記者團に對して、責任ある當路者としてのヨーロッパ經濟再建案に關する最初の意見を發表したのである。

フンク經濟相は先づナチスの經濟政策がその方法において、決してドグマによつて導かれたものではなく、常に最とも合目的的な方法が用ひられて來たことを强調しつゝ、新ヨーロッパの經濟秩序が人爲的な制度ではなく、經濟的協力のための自然的な諸與件から成長してゆくであらうと述べた。しかもナチスの經濟政策が常に合目的的な方法の上に立ち、民主々義的な諸勢力の否定によつて最大の成果を擧げたものである以上、ヨーロッパ經濟の新秩序に關しては「我々は戰前および特に戰時中においても我々に大きな成功を許したと同じ方法を用ひるであ

らうし、またドイツ經濟をして最大の困難に立ち至らしめた諸勢力の無統制な活動に再び力を與へるやうなことは考へてゐない。』と答へられねばならなかつたのである。

フランクフルター・ツアイトング紙（七月廿七日）によれば、フンク經濟相は彼の説明を次の四點に要約してゐる。

『第一。ヨーロッパ諸國との長期の經濟協定の締結によつて、ヨーロッパの諸國民經濟はその生產計畫において、長期に亘つてドイツ市場、即ち今後多年確實な販賣市場を目標にすることが出來るやうになるだらう。——その時は一方ドイツ商品にとつてもまたヨーロッパ市場において、ヨリ良好な販賣可能性が現はれることゝならう。

第二。安定せる爲替關係の創出によつて、各國間の商品取引の決濟のため圓滑に運營し得る清算協定制度が確立されることゝならう。この場合、現存の清算協定を手がゝりとすることが出來るが、それには安定せる爲替を基礎として、大量の商品量を支配し得るやうに、現行の清算協定を擴張しなければならない。

第三。農業と工業の部門における經驗に基く交換によつて、食糧品と原料の生產は最高度

に達し、且つヨーロッパにおける合理的な經濟的分業が招來されるであらう。ヨーロッパにある經濟力の合目的的配置によつて、ヨーロッパ諸國民の生活標準が高まり、起り得べきヨーロッパ以外からの封鎖手段に對するその安全感をさらに强化するであらう。

第四。ヨーロッパ諸國民間の經濟的共同體感情の强化は、經濟政策のあらゆる分野（通貨信用、生産、貿易等）における協力によつて齎らされるにちがひない。ヨーロッパ諸國の經濟的連帶性は、世界經濟における諸他の經濟的集團に對して、ヨーロッパの經濟的利害をヨリ良く代表することを可能ならしめるであらう。

この一致團結せるヨーロッパは、他のいかなるヨーロッパ以外の組織からも、政治的經濟的性質の拘束の加はることを許さないであらう。このヨーロッパは、平等を基礎として、いつでも他の相手と通商を行ふであらうが、その場合ヨーロッパ大陸の全經濟的壓力に物を云はせることが出來るのである。

綜合計畫において立案せる平時經濟は、大ドイツに最大限の經濟的安定を保障し、ドイツ國民に國民的福祉增進のための最大限の物資消費を保障しなければならない。この目標に向

つてヨーロッパ經濟は樹立されねばならない。』

これを要するにフンク經濟相の提案は、ドイツ政治力によつて確實な安定性を保證されたドイツ市場を中心とする、ヨーロッパ諸國の合理的な經濟的分業計畫の遂行、諸國間の商品取引決濟制度の統一的創出、およびヨーロッパの優位の下に行はれる對外貿易によつて、最大の生產力と恐慌を知らぬ市場と國民生活水準の引き上げを達成せんとするものである。問題はヨーロッパ諸國間の商品取引決濟制度が、技術的にいつて、どのやうな形で完成されるかといふ點と、對外貿易の具體的な取り扱ひ方如何にあるといへよう。

商品取引の決濟制度に關しては、フンクはライヒスマルクの支配的地位と淸算事務所の統制的役割を指摘してゐる。卽ち

『ライヒスマルク貨が支配的地位を占めるであらうことはあきらかである。大ドイツ國の勢力の强大化は當然の結果として、ライヒスマルク貨を安固ならしむるのである。ライヒスマルクは未整理の對外債務と無數雜多に價値づけられた品位の桎梏から解放されねばならないが、その曉にはライヒスマルク貨の流通範圍は次第に擴大するに相違ない。

從來既に用ひられてきた双務經濟通商といふ方法と、その双務取引から發展した清算協定とを基礎として、更に多務的經濟通商及び個々の支拂差額の均衡へと發展し、かくして各國はかゝる清算事務所を通じて相互に統制ある經濟關係に入り得るであらう。」といふのである。

世界通商の問題に關し、フンク經濟相は次のごとく述べてゐる。

「或種の生産物はヨーロッパにおいては依然として不足であらう。併し戰前においても戰時下においてもドイツにおいてもなかつたところの、完全な自給自足經濟への移行といふことは、我々はこれを考へたことさへもなかつた。却つて我々は當然の結果として、世界經濟と益々緊密に結びつくであらう。我々は、我々の高度に發達した工業生産物が世界市場で原料を交換することに重きを置くであらう。」と

併しこれについてはひとつの條件が提出されてゐる。世界經濟との「緊密な結びつき」が他の經濟圏への隷屬關係を設定するものであつてはならないのである。即ち

「我々はヨーロッパ經濟圏をして他の地域から獨立せしめるが如き生産物が出來るだけ豐富

にこの經濟圏内に存在するやうに考慮しなければならない。」
不足物資の獲得手段としてのほかに、世界通商は、生活水準の引き上げのために行はれねばならぬ。
「たとへば我々が動力消費を適當に合理化するならば、將來は一トンの石油も海外から輸入する必要がないが、もし各人がその欲するまゝに自動車を乘り廻し、且つ可能なだけ多數の自動車が生産されるならば、この不足分の石油はこれを海外から輸入すれば萬事旨くゆく。」
『原則的には、我々が爾余の世界とも經濟的諸關係を結び、以てドイツ國民及び高度に發達せるヨーロッパ工業諸國の生活水準を益々向上せしめるやうに、經濟政策は常にそのことを目標に樹立されねばならないであらう。』
かゝる通商關係の相手として擇ばるべきものは南アメリカ及び東亞である。東亞における支那市場の混亂は『ほかならぬ日本の追求しつゝある安定せる政治的經濟的諸關係が再び支那に建設されるならば、間もなく別個の狀態が現はれるであらう。』南アメリカとドイツとの見事に組織された古くからの通商は、『專らイギリスの封鎖によつて阻害されてゐる』が、又再び復

活するであらう。アメリカ合衆國との通商關係は『專らアメリカ人自身の出方如何にある。』アメリカ合衆國は『最大の債權國にして同時に最大の輸出國たらんとする彼等の誤れる方法から脫却しなければならぬ。』

最後に『金は將來ヨーロッパの通貨の基礎としては、もはやいかなる役割をも演じないであらう。』『金が淸算勘定の決濟のために用ひられる合目的的な手段であるか否かは自ら別個の問題である。しかし我々はなんらかの意味で金に依存する如き經濟政策は決して採らないであらう。なぜならば自分自身でその價値を決定しないやうな手段に自分を縛りつけることは出來ないからである。』かくして金は世界通商の決濟手段としても、第二義的な地位に轉落すべきことが豫言された。決定的なものはこの場合にもドイツの政治力であり、『國家卽ち國家によつて規制された經濟秩序が與へる價値』が指導的な原理として昂揚されるのである。

次で八月十四日、フンク經濟相はケーニヒスベルヒにおける東部見本市の開會式において、ドイツを中心とする經濟の輝かしい發展の足跡と將來の展望を述べたが、その際ドイツの貿易政策に關し、次のやうな見解を披瀝した。

「この際重要なことは何よりもすべての歐洲諸國が獨伊と信頼に充ちた協力をなすことである。樞軸國は歐洲經濟新秩序の保障者である。世界貿易はかゝる新秩序によつて利益するのみである。しかし大洋の向ふ岸では、なほナチスは自由貿易を拒否するが故に世界貿易の敵であるとの誤つた考へ方がなされてゐる。この考へに對しては次の如く答へよう。「故ウィルソン米大統領に海洋の自由の要求はドイツの抵抗によつて失敗したのではなく、古典的自由貿易國英國によつて失敗に歸せしめられたのである」と。』

『ドイツは壓迫的な外國依存から脫するために自給自足政策をとつてゐるが、それは自己滿足に止まるためではなく、ドイツは世界貿易からの退却を欲しない。たゞ非常時において經濟的自由の確保を望むのだ。これこそ四ケ年計畫の意義である。だからドイツのアウタルキーは封鎖政策等をとらうとするのでは全くない。』

『歐洲は海外原料に對する需要が戰爭で堰きとめられたため、いまや鬱積した大きな嵩のものになりつゝある。』

『ドイツは生活程度引き上げに向つての望ましい手段を世界貿易に求める。』

歐洲經濟ブロックと他の諸地域間の關係については九月に入つてネーション誌上に掲載されたシャハト博士の歐洲經濟再建案によつて、技術的な處理方法が略々明瞭となつた。卽ち前ドイツ經濟相兼ライヒスバンク總裁シャハト博士は、ヒトラー總統の命により多數の調査員を從へて歐洲經濟再建案を研究中であつたが、著名なスエーデンの記者は同博士とのインタービュの結果を近刊のネーション誌上に發表した。それによれば大要次のごとき條項が骨子となつてゐるといはれる。

一、戰敗諸國の植民地をも含む全歐洲經濟の再建には獨伊兩國がその衝に當る。

二、この歐洲經濟再建には歐洲輸出入シンヂケートが組織され、同シンヂケートが北米、日本、ソ聯との輸出入貿易を決定し、これら諸國にもその設立が期待される同樣組織と協力してその敏活なる運行を確保する。

三、個人商社又は民間團體による商取引は政府の機關が代行し、價額、割當、支拂並に引渡し條件等は、歐洲においては輸出入シンヂケート、北米、日本、ソ聯においてはこれ等諸國が設立する同樣機關と折衝して決定する。

四、太平洋に接する諸國は、歐洲、日本、ソ聯の勢力範圍と見做され、中南米市場の分割は歐洲輸出入シンヂケートと北米の折衝により決定される。

五、原料の分配は獨伊、ソ聯、日本、北米の協議により決定される一定の計畫の下に行はれるが、ドイツは戰後といへども合成原料の生產に從事する。

六、世界の發券銀行より組織される恒久的協議機關を設置し、金融諸問題の研究に從事する。金問題は戰後の世界で第二義的な重要性しか有せぬこととなるが、米國との協定によりなんとかその解決を企圖する。戰後ドイツも南アフリカを領有することにより金の生產者となり、また英佛が米國に送つた金は獨伊その他の諸國によつて利用されることになるだらう。

七、歐洲諸國の米國に對する債務は原則として承認し、その支拂は米國が歐洲商品を購入する比率に從ひ支拂はれ、特別淸算勘定により行はれる。

八、ライヒスマルクは再び自由通貨と宣言されるがその自由相場は商取引及び觀光客には適用されず、この分野には引續き現在の制度が存續する。

右のやうなシャハト博士の提案は二つの重大な困難を含んでゐる。第一に太平洋に接する諸國を歐洲、日本、ソ聯の共同勢力範圍と「見做す」ことは、アジア太平洋圏における今後の日本の活動およびその必然性を的確に把握せるものとはいひ難い。日本はアジア太平洋圏の唯一の正當な利害の代表者であり、またさうであらざるを得ない諸條件を日本自體の經濟的要請のなかに持つてゐる。日本がアジア太平洋圏の唯一の代表者となるか、然らずんば同地域の經濟的政治的停滯と分割を招來するかの二つの途が日本の前に示されてゐるのである。

したがつてシャハト博士の提案は、日本をして後者の途をとらせることを意味するものであり、このことは再び世界における重大な紛爭の原因となり、「新秩序」の安定的達成は望み得べくもないのである。

東洋なくしては今日までのヨーロッパは成立し得なかつた。ナチスの「歐洲經濟新秩序」もまたその例外ではあり得ない。もしドイツが東洋における責任者たる日本を明確に認識し得ず「アジアの半島」にすぎないヨーロッパにおける廣域經濟圏の確保によつて、それのみで世界經濟の新秩序を成就し得ると考へるならば、最も重大な誤謬を犯すものといはざるを得ない。

日本及びアジア太平洋圏の特殊な位置を充分に考慮しない結果は、金問題が歐洲と北米合衆國の話し合ひで「なんとかその解決を企圖」しようとする提案をも不確實なものとする。日本がアジア太平洋圏を掌握せる時には、いかなる意味でも金經濟の廢棄を斷乎として主張するであらうからである。

第二に、アメリカ合衆國が、シヤハト案のごとき反民主々義的世界計畫の分擔者となることは殆ど望み得ない。そのことは前述ルーズヴエルトの意見の通りアメリカ國內經濟自體の全體主義化の前提においてのみ期待され得るものであるからだ。七月二十六日のフンク聲明が『爲替關係のかゝる秩序が世界的になるのは、私にはなほ遠い將來のことであるやうに思はれる。』といつてゐるのは、却つて非常に現實的な考へ方といはねばならぬ。

歐洲經濟新秩序の輪廓はとまれ大體明かになつた。個人及び個別資本の活動は國家的目的の範圍に制限され、且つ對外商取引に當つては國家的機關および國家信用が個人的商社および資本信用の代りに登場し、且計畫的に行はれるに至るであらう。それはまさに今日までにドイツ經濟自身が成就して來たところの全歐的擴大であり、ナチス商業貿易政策の終局的な表現であ

る。残る問題は今後の具體的な進展如何と、他の經濟地域の「新秩序」如何の問題であらう。この段階における立役者は日本およびアメリカ合衆國であり、日本とアメリカ合衆國との關係の推移が、歐洲經濟新秩序の最後の仕上げを決定することになる。

アジア太平洋圈は世界におけるもつとも豐富な資源を保有する地域であり、世界最大の富裕國アメリカ合衆國すら、南太平洋地方のゴムおよび錫の供給なくして自立し得ないのである。アジア太平洋圈を支配するものこそ世界を支配する。而もこの地域における支配權は日本とアメリカ合衆國との決定的な對立關係を前提しつゝある。歐洲經濟の新秩序、即ちドイツ商業および貿易政策の最終的な達成が、一にかゝつて日本の動向如何にある所以である。

ナチスの商業政策

昭和十五年十一月二日印刷
昭和十五年十一月五日發行

——(¥ 0.60)——

著作者 西谷彌兵衛

發行者 北原鐵雄
東京市神田區神保町三丁目一三

印刷人 遠藤善久
東京市神田區三崎町二ノ二〇

印刷所 愛光堂印刷社
東京市赤坂區青山南町二ノ一六

發行所 アルス
東京市神田區神保町三丁目一三
電話九段二一七五・二一七六
振替東京二四八八八番

・ナチス叢書・

ナチス叢書

ナチス外交論	前駐獨大使陸軍中將 大島浩著
ナチス神話論	志田延義著
ナチスの文化	小島威彥著
ナチス黨發達史	ナチス黨東京支部長 ザール著
マイン・カンプと獨逸文學	丸山熊雄著
ナチス政治論	八條隆孟著
ナチス民族論	木村捨象著
ヒットラー青少年團	獨逸青年省駐日代表 シエルツエ著
ナチスの社會政策	滿田巖著
ナチスのラヂオ政策	深尾重正著

四六判並製約百五十頁・定價各冊六十錢・送料一册十錢五册十四錢